

第 6 次横浜市産業廃棄物処理指導計画（素案）の策定について

1 策定の背景

産業廃棄物処理指導計画は、横浜市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示したものです。

現在、推進している第 5 次産業廃棄物処理指導計画（平成 18 年度策定）が今年度で終了することから、低炭素社会の推進を図る国の動向や社会経済情勢の変化に対応するため、中期 4 か年計画及び一般廃棄物処理基本計画とも連携を図る、新たな産業廃棄物処理指導計画を策定します。

2 本市の産業廃棄物の現状

第 5 次計画の目標である最終処分率 8 %（平成 22 年度末）は概ね達成される見込みです。

図 1 産業廃棄物・種類別発生量(平成 20 年度)

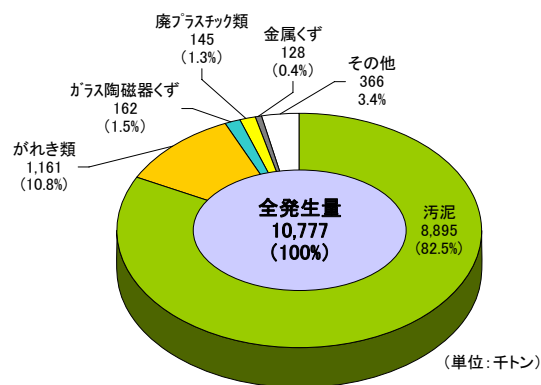
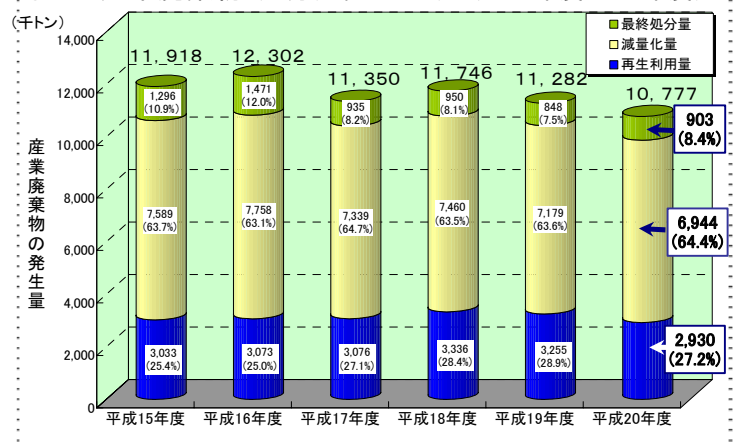


図 2 産業廃棄物・処分別発生量(平成 15 年度～20 年度)



3 第 6 次計画（素案）の概要

(1) 第 6 次計画策定にあたっての課題

- ア 産業廃棄物の処理・処分に伴う環境負荷の低減や温室効果ガスの発生量の低減を図るため、一層の発生抑制の取組が必要
- イ 排出事業者のリサイクルの取組の推進や優良で高い技術を持つリサイクル業者の育成など、限りある資源が循環する社会の構築が必要
- ウ 産業廃棄物分野においても地球温暖化への取組が必要
- エ 中小企業等の小規模事業所での適正処理や 3 R の取組を推進することが必要

(2) 計画期間：平成 23 年度～27 年度（5 か年）

(3) 第 6 次計画（素案）の特徴

ア 計画の理念

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用などの 3 R の取組をさらに推進して「資源が循環する社会」を実現することを目指します。また、「安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理」を推進し、「市民、排出事業者、処理業者、行政が協働・連携を強化」することで、「持続可能な社会を実現」し、将来世代に豊かな環境を引き継ぎます。

イ 計画目標について

- (ア) 産業廃棄物の発生抑制を進めるとともに、発生量に対する最終処分率のさらなる削減を目指す。

① 市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について 10%削減を目指します。

事業活動における産業廃棄物の発生抑制を測る指標として、発生量指標(市内総生産[百万円]あたりの産業廃棄物発生量[トン])を導入します。産業廃棄物の発生量の削減に取り組み、平成 13 年度から平成 19 年度までの発生量指標の平均値 0.92[トン/百万円]に対して、10%減である 0.83[トン/百万円]を目指します。

② 産業廃棄物の 3R を推進し再生利用率・減量化率の合計を 93%に引き上げ、平成 27 年度の最終処分率を発生量の 7%とすることを目指します。

最終処分されている汚泥の再生利用を進め、中間処理された産業廃棄物の資源化を促進します。

- (イ) 産業廃棄物の適正処理、脱温暖化を推進し、将来にわたって安心、安全な産業廃棄物の処理体制を構築する。また、緊急・災害時のための迅速な廃棄物処理体制を整える。
- (ウ) 排出事業者、処理業者の取り組む 3R や適正処理、環境対策など、産業廃棄物に対する市民の関心を高める。また、排出事業者にもわかりやすい行政を目指す。

ウ 主な施策・事業（新たな取組）について

- (ア) 3R の推進：本市発注工事から発生する汚泥の再生利用の促進など
- (イ) 適正処理を推進する仕組みづくり：優良処理業者の育成、電子マニフェストの普及拡大、小規模排出事業者の共同回収システム整備など
- (ウ) 地球温暖化防止対策の推進：収集運搬業者へ低公害車導入促進など温室効果ガスの発生抑制や熱回収施設の認定など
- (エ) 緊急・災害時の廃棄物処理体制の整備：解体廃棄物、家畜伝染病、新型インフルエンザなど
- (オ) わかりやすい廃棄物行政の推進：事業系廃棄物に関する届出、報告等の整理統合など

4 策定までの経緯

- 平成 22 年 7 月 第 1 回横浜市産業廃棄物処理指導計画検討委員会（以下検討委員会）
9 月 第 2 回検討委員会
9 月 神奈川県産業廃棄物協会など業界 4 団体との意見交換
10 月 第 3 回検討委員会

5 今後のスケジュール（予定）

- 平成 22 年 11 月 15 日 市民意見募集（～12 月 14 日）
平成 23 年 1 月 第 4 回検討委員会（市民意見募集結果報告、計画案検討）
2 月 第 5 回検討委員会（計画策定）
3 月 第 6 次産業廃棄物処理指導計画策定、公表

第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画

素案

(平成23年度～27年度)

横浜市

目 次

1	第6次処理指導計画の策定について	1
	（1）計画の位置付け	1
	（2）計画策定の考え方	1
2	横浜市における産業廃棄物処理の現状	2
	（1）産業廃棄物の発生量等の現状	2
	（2）特別管理産業廃棄物の発生量等の現状	3
	（3）産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設等の現状	4
3	横浜市における産業廃棄物の将来予測	6
	（1）産業廃棄物発生量予測	6
	（2）特別管理産業廃棄物発生量予測	8
4	横浜市の産業廃棄物を取り巻く現状と課題	9
	（1）第5次処理指導計画の評価と課題	9
	（2）第5次処理指導計画策定以降の動き	11
	（3）横浜市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）	13
5	第6次処理指導計画に向けての課題	15
	<第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画>	17
1	基本理念	18
2	計画目標等	19
	（1）計画期間	19
	（2）横浜の産業廃棄物の将来ビジョン	19
	（3）計画目標	20
3	関係者の役割	21
4	第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画で取り組む具体的施策	23

※ 横浜市産業廃棄物処理指導計画を「処理指導計画」と略します。

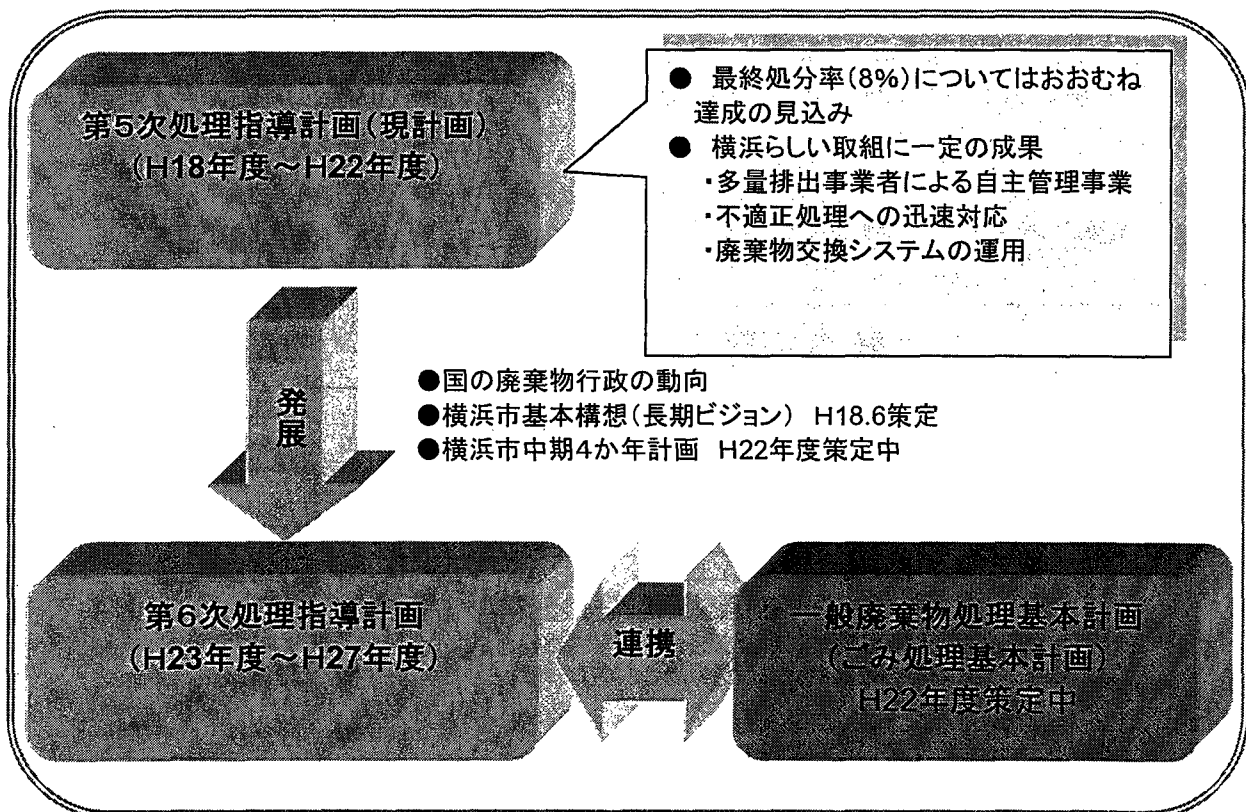
1 第6次処理指導計画の策定について

(1) 計画の位置付け

産業廃棄物処理指導計画は、横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理等を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示したものです。本市の産業廃棄物処理指導計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に規定する法定計画ではありませんが、本計画に基づいて、本市の産業廃棄物行政を進めていきます。

(2) 第6次処理指導計画の策定の考え方

第6次処理指導計画は、第5次処理指導計画の取組を発展させることを基本とし、国の廃棄物行政の動向や第5次処理指導計画策定後に策定された、市の総合計画である横浜市基本構想（長期ビジョン）や中期4か年計画（素案）の方向性を踏まえるとともに、さらに現在策定中の一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）と連携して、本市廃棄物行政の推進に資する計画とします。



2 横浜市における産業廃棄物処理の現状

(1) 産業廃棄物の発生量等の現状

平成15年度から20年度の横浜市内から発生した産業廃棄物の処分別発生量の経年変化を図2-1-1に示します。

第5次処理指導計画の計画期間である平成18年度から発生量が減少しています。

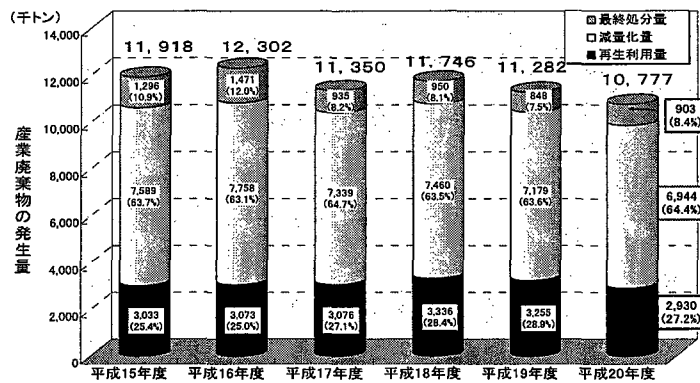


図2-1-1 産業廃棄物・処分別発生量(平成15年度～20年度)

※ 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が一致しない場合があります。

平成20年度における産業廃棄物の処理処分フローを図2-1-2に示します。

発生量10,777千トンのうち、中間処理量は9,138千トン(84.8%)で、中間処理による減量化量は6,944千トン(64.4%)です。再生利用量は、2,930千トン(27.2%)で、最終処分量は903千トン(8.4%)です。最終処分のうち、埋立量は74千トン(発生量の0.7%、最終処分の8.2%)、海洋投入量は829千トン(発生量の7.7%、最終処分の91.8%)です。

(単位：千トン)

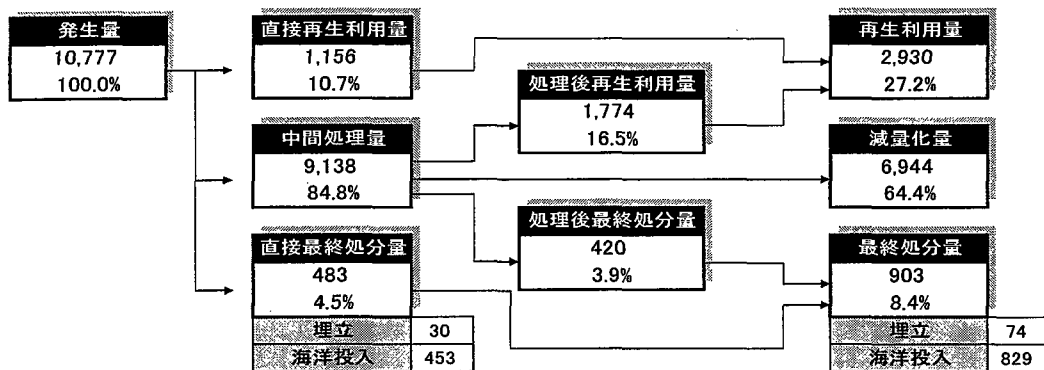


図2-1-2 産業廃棄物・処理処分フロー(平成20年度)

※ 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が一致しない場合があります。

産業廃棄物の種類別発生量を図2-1-3に示します。

汚泥の8,895千トン(82.5%)が最も多く、発生量の80%以上を占めます。次いで、がれき類(建設廃材)の1,161千トン(10.8%)、ガラス陶磁器くずの162千トン(1.5%)等です。

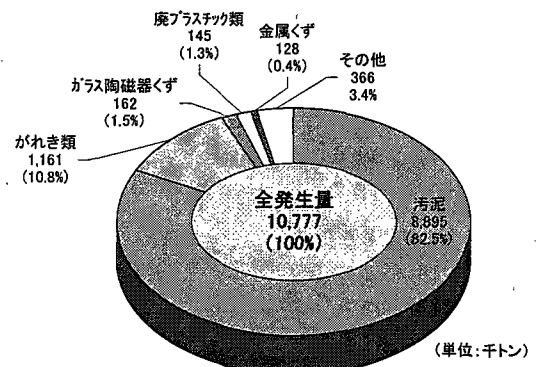


図2-1-3 産業廃棄物・種類別発生量(平成20年度)

※ 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が一致しない場合があります。

(2) 特別管理産業廃棄物の発生量等の現状

平成20年度における特別管理産業廃棄物の処理処分フローを図2-2-1に示します。発生量27,670トンのうち、再生利用量は4,003トン（14.5%）、最終処分量は2,423トン（8.8%）です。最終処分の内訳は廃石綿等の埋立処分や廃酸、廃アルカリの中間処理後残さの埋立処分などです。また、主たる再生利用品目は廃酸です。

（単位：トン）

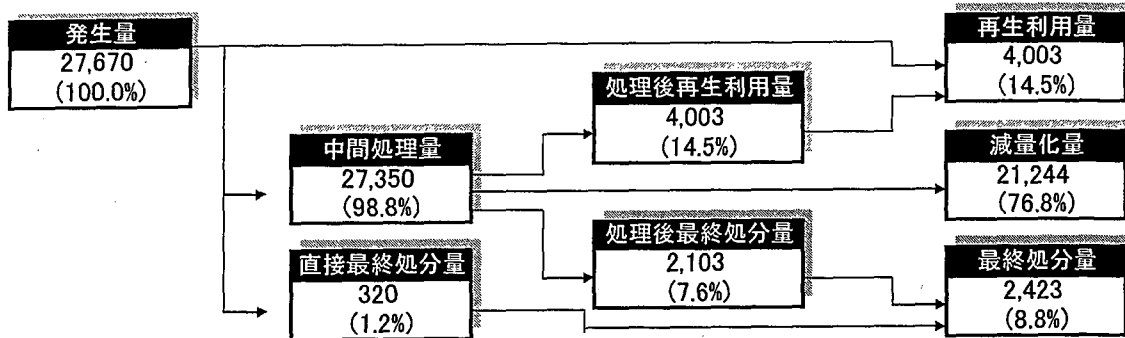


図2-2-1 特別管理産業廃棄物処理処分フロー(平成20年度)

※ 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が一致しない場合があります。

特別管理産業廃棄物の種類別発生量を図2-2-2に示します。

腐食性廃酸の10,434トン（37.7%）が最も多く、次いで、感染性廃棄物の4,930トン（17.8%）、引火性廃油の4,698トン（17.0%）、腐食性廃アルカリの4,468トン（16.1%）などです。

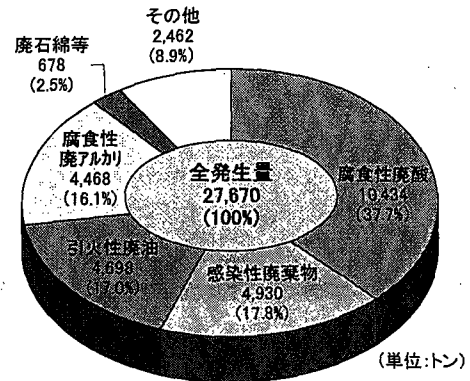


図2-2-2 特別管理産業廃棄物・種類別発生量(平成20年度)

※ 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が一致しない場合があります。

(3) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設等の現状

ア 産業廃棄物許可業者の現状

平成21年度末現在の産業廃棄物処理業の許可件数を表2-3-1に示します。産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されており、許可業者数は6,924件（6,205業者）です。（処分業とは、焼却・破碎などの中間処理、埋立処分、海洋投入処分です。）

表2-3-1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業許可件数

（単位：件）

	収集運搬業			中間処理	処分業		合計
	積替保管を除く	積替保管を含む	計		最終処分	計	
産業廃棄物	6,007	106	6,113	120	2	122	6,235
特別管理産業廃棄物	658	17	675	13	1	14	689
計	6,665	123	6,788	133	3	136	6,924
許可業者数							6,205

※ 数字は平成21年度末現在

※ 許可業者は複数の許可を有する業者がいるため、許可件数合計と許可業者数は異なります。

イ 産業廃棄物処理施設等の設置状況

産業廃棄物処理施設（法定施設）を設置又はある一定規模以上の変更をする場合は許可が必要です。産業廃棄物処理施設等の設置状況を表 2-3-2 に、稼働中の産業廃棄物最終処分場の設置状況を表 2-3-3 に示します。最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設（法定施設）は、215 施設、法定外施設は 218 施設です。産業廃棄物最終処分場は、民間事業者が 2 施設（事業者 1 施設：28 千 m³、処理業者 1 施設：598 千 m³）です。また、公共が 1 施設（854 千 m³）です。

表 2-3-2 産業廃棄物処理施設等の設置状況

（単位：件）

	事業者		処理業者		合計	
	施設数	全体容量	施設数	全体容量	施設数	全体容量
法定施設	汚泥の脱水施設	47	16	63		
	汚泥の乾燥施設	3	0	3		
	汚泥の焼却施設	1	6	7		
	廃油の油水分離施設	0	5	5		
	廃油の焼却施設	3	7	10		
	廃酸、廃アルカリの中和施設	1	7	8		
	廃プラスチック類の破碎施設	2	22	24		
	廃プラスチック類の焼却施設	4	7	11		
	シアン分解施設	0	1	1		
	その他の焼却施設	5	9	14		
	廃 PCB 等の分解施設	1	0	1		
	木くず、がれき類の破碎施設	2	66	68		
	合計	69	146	215		
法定外施設(※2)	-	218	218			

※1 数字は平成 21 年度末現在

※2 事業者の法定外施設は未集計

表 2-3-3 稼働中の産業廃棄物最終処分場の設置状況

（単位：千 m³）

	事業者		処理業者		公共		合計	
	施設数	全体容量	施設数	全体容量	施設数	全体容量	施設数	全体容量
管理型処分場	1	28	1	598	1	854	3	1,480

※ 数字は平成 21 年度末現在

3 横浜市における産業廃棄物の将来予測

横浜市内の産業廃棄物発生量等の将来予測は、平成20年度の発生量等を基準とし、業種ごとに産業廃棄物発生量等に関連する指標を用い、経済活動の水準が高いケース（ケース1）と水準が低いケース（ケース2）に分けて行いました。

発生量の範囲は、ケース1とケース2の間をとると想定されますが、計画の策定にあたっては、経済活動の水準が高く産業廃棄物発生量が最多であると想定されるケース1を基本に検討を進めていきます。

（1）産業廃棄物発生量等予測

ケース1及びケース2における産業廃棄物発生量の予測を図3-1-1に示します。

産業廃棄物の発生量は、ケース1、ケース2ともに平成23年度から平成27年度にかけて減少傾向を示しますが、10,777千トン（平成20年度）に対し、第6次処理指導計画の終了年度である平成27年度の発生量は、ケース1では11,129千トンと352千トン増加、ケース2では10,067千トンと710千トン減少します。

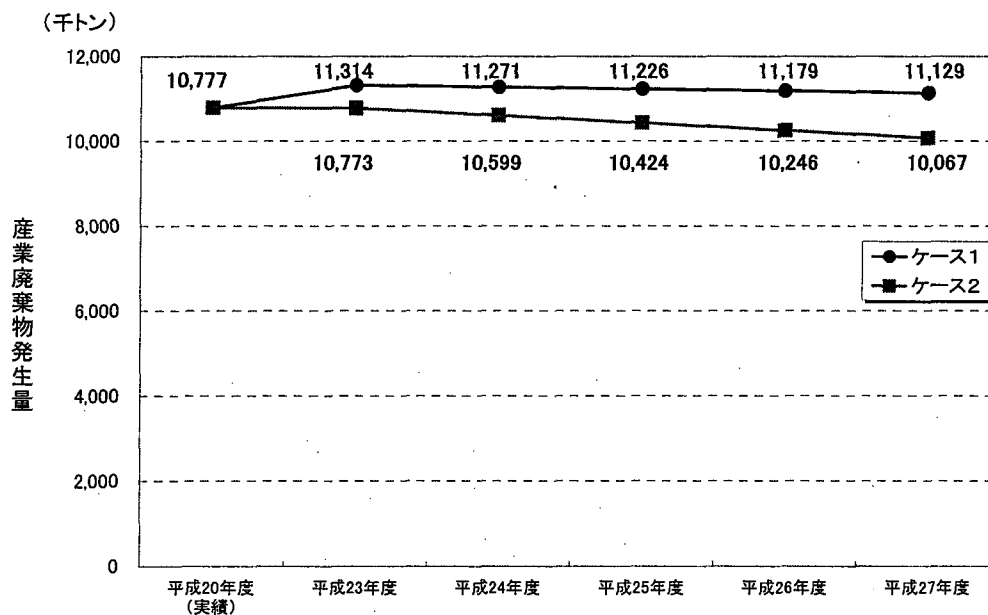


図3-1-1 産業廃棄物発生量の予測

各ケースにおける業種別及び種類別の産業廃棄物発生量の予測を表3-1-1に示します。

平成20年度に対し平成27年度の発生量は、ケース1では建設業における発生量の減少、製造業における発生量の増加により全体の発生量は増加します。ケース2では建設業及び製造業における発生量の減少により全体の発生量は減少します。また、ケース1とケース2との比較によると、業種では建設業と製造業、品目では汚泥とがれき類が経済状況の影響を受けています。

表 3-1-1 業種別及び種類別の産業廃棄物発生量の予測

	(単位：千トン)		
	平成20年度 (実績)	平成27年度 (予測)	(平成20年度との差)
電気・ガス・水道業	6,190	6,457	268
建設業	2,451	2,402	-49
製造業	2,040	2,168	127
サービス業等	96	102	6
合計	10,777	11,129	352
	10,777	10,067	-710

上段：ケース1、下段：ケース2

	(単位：千トン)		
	平成20年度 (実績)	平成27年度 (予測)	(平成20年度との差)
汚泥	8,895	9,150	255
がれき類	1,161	1,135	-26
廃プラスチック類	145	156	11
木くず	128	125	-3
ばいじん	127	253	126
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	162	170	8
金属くず	48	44	-4
その他	112	96	-15
合計	10,777	11,129	352
	10,777	10,067	-710

上段：ケース1、下段：ケース2

※ 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が一致しない場合があります。

次に、発生量最多の場合(ケース1)における産業廃棄物処理処分量の予測を図3-1-2に示します。

最終処分率は8.4%（平成20年度）に対し、平成27年度は8.3%とほぼ横ばいです。

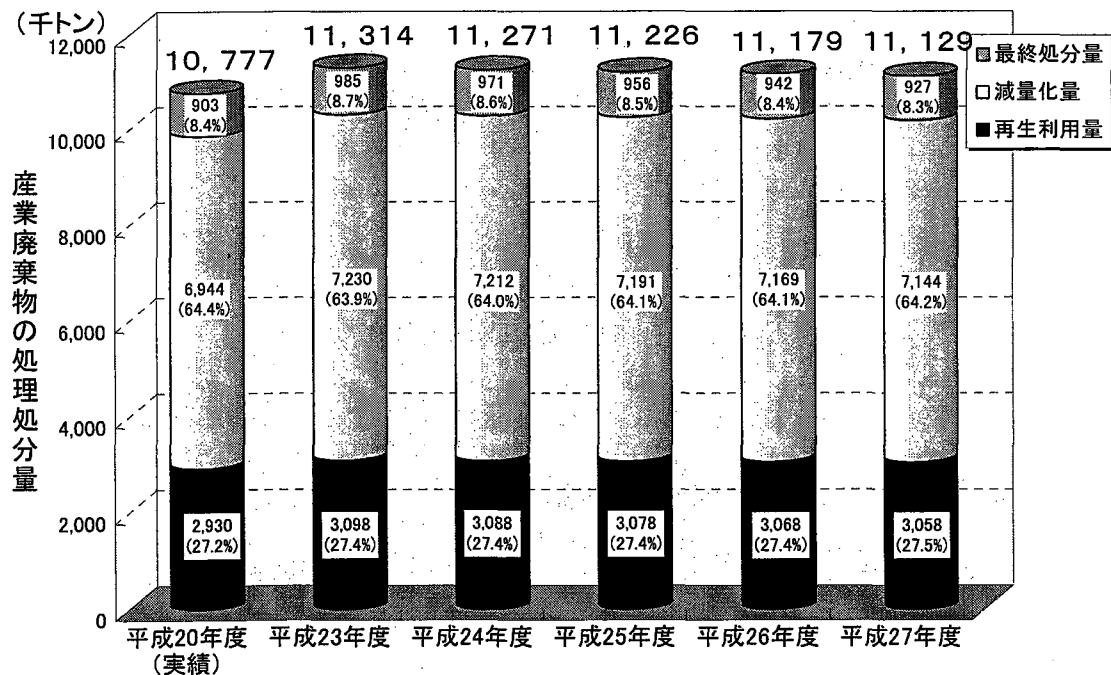


図 3-1-2 産業廃棄物処理処分量の予測

(2) 特別管理産業廃棄物発生量予測

各ケースにおける特別管理産業廃棄物発生量の予測を図3-2-1に示します。平成20年度に対し、平成27年度の特別管理産業廃棄物の発生量は、27,670トンからケース1では26,598トンと1,072トンに減少、ケース2では23,389トンと4,280トンに減少します。

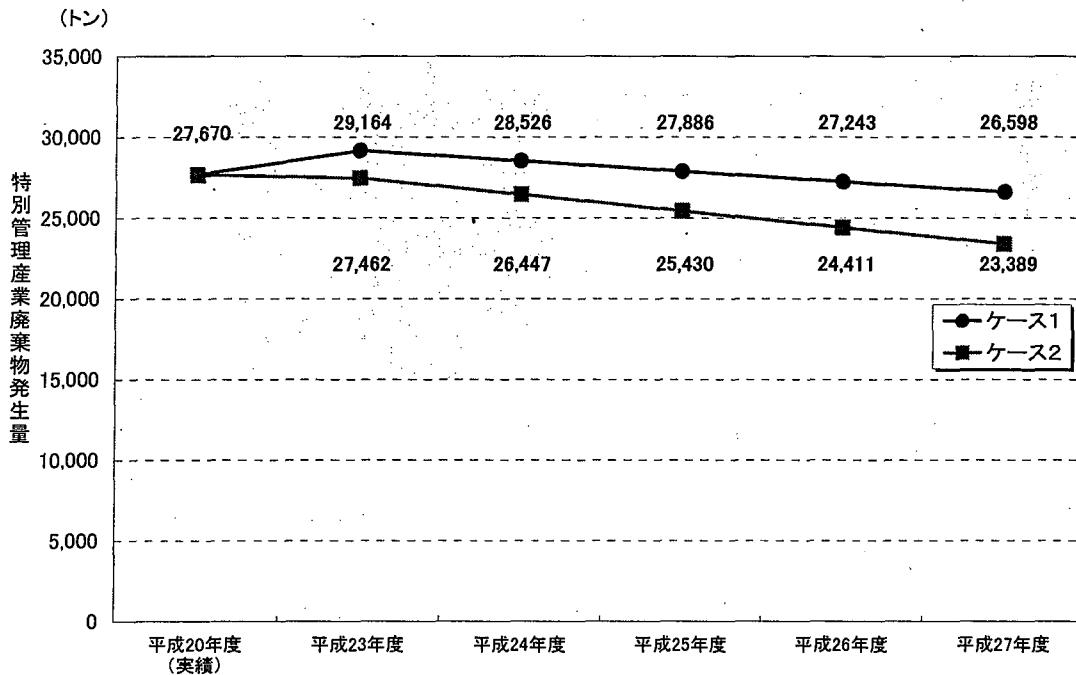


図3-2-1 特別管理産業廃棄物発生量の予測

各ケースにおける業種別及び種類別の特別管理産業廃棄物発生量の予測を表3-2-1に示します。

平成20年度に対し平成27年度の発生量は、ケース1では製造業における発生量の減少、ケース2ではさらなる製造業における発生量の減少により全体発生量は減少します。種類別には、最も発生量の多い腐食性廃酸はケース1では微増に対し、ケース2では大きく減少すると予測されます。

表3-2-1 業種別及び種類別の特別管理産業廃棄物発生量の予測

(単位：トン)

	平成20年度	平成27年度	
	(実績)	(予測)	(平成20年度との差)
電気・ガス・水道業	1,352	1,352	0
建設業	617	605	-12
	617	555	-62
製造業	19,969	18,776	-1,193
	19,969	15,617	-4,352
医療業	4,942	5,057	115
	4,942	5,057	115
サービス業等	790	808	18
	790	808	18
合計	27,670	26,598	-1,072
	27,670	23,389	-4,280

上段：ケース1、下段：ケース2

(単位：トン)

	平成20年度	平成27年度	
	2008年度 (実績)	2015年度 (予測)	(平成20年度との差)
腐食性廃酸	10,434	10,465	31
	10,434	7,264	-3,170
感染性廃棄物	4,930	5,036	105
	4,930	5,053	123
引火性廃油	4,698	4,919	221
	4,698	3,143	-1,555
腐食性廃アルカリ	4,468	3,112	-1,355
	4,468	5,038	570
PCB廃棄物	1,423	1,421	-2
	1,423	1,414	-9
特定有害廃棄物	1,039	976	-62
	1,039	896	-143
廃石綿等	678	669	-8
	678	582	-96
合計	27,670	26,598	-1,072
	27,670	23,389	-4,280

上段：ケース1、下段：ケース2

※ 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の合計と総発生量が一致しない場合があります

次に、発生量最多の場合（ケース1）における特別管理産業廃棄物処理処分量の予測を図3-2-2に示します。

最終処分量は8.8%（平成20年度）に対し、平成27年度は9.3%と増加します。

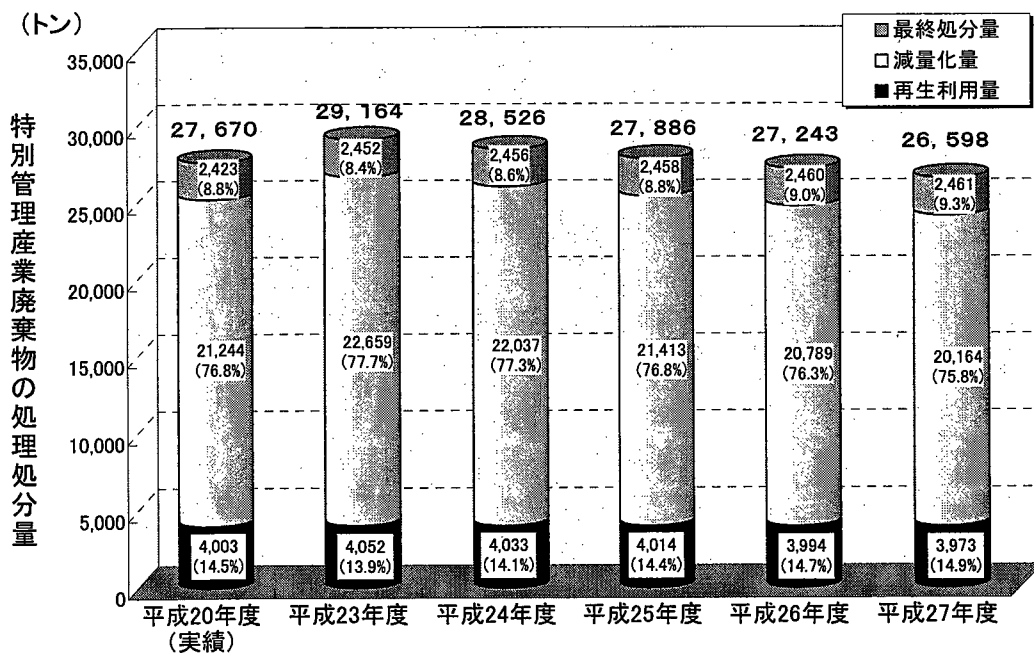


図3-2-2 特別管理産業廃棄物処理処分量の予測

4 横浜市の産業廃棄物を取り巻く現状と課題

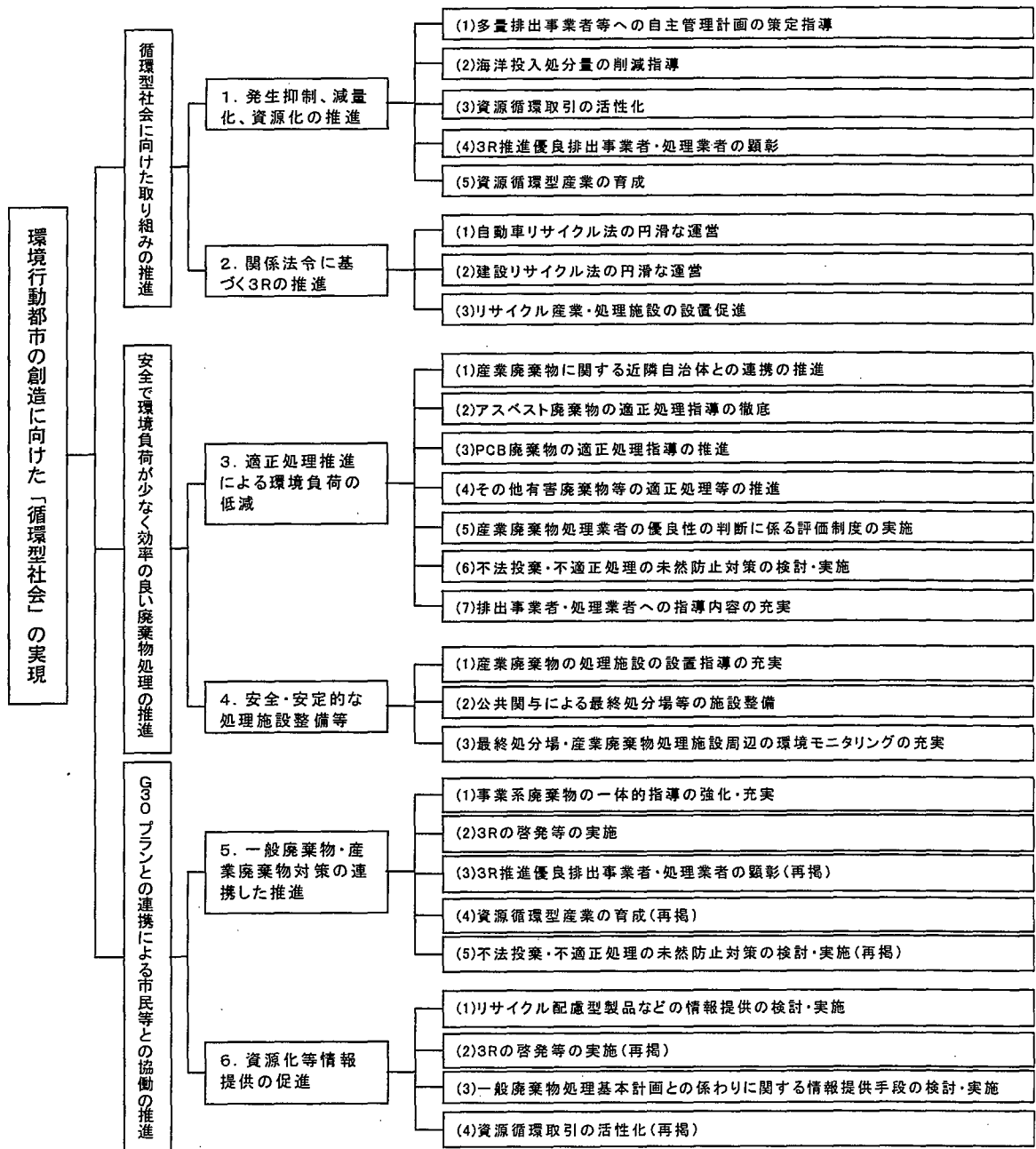
(1) 第5次産業廃棄物処理指導計画の取組状況

ア 第5次産業廃棄物処理指導計画（平成18年度～22年度）の概要

第5次産業廃棄物処理指導計画は、「環境行動都市の創造に向けた『循環型社会』の実現」を基本理念とし、その実現に向けて3つの基本方針を「① 循環型社会に向けた取り組みの推進」、「② 安全で環境負荷が少なく効率の良い廃棄物処理の推進」、「③ G30プランとの連携による市民等との協働の推進」とし、さらにそれぞれに基本目標、個別事業を定め、実施してきました。

また、減量化、資源化の取り組みを促進し、最終処分率を発生量の8%とする数値目標を定め、施策の効果を確認しています。

《基本理念》 《基本方針》 《基本目標》 《目標を達成するための個別事業》



イ 数値目標の達成状況

数値目標

産業廃棄物の発生抑制にできる限り努め、平成 22 年度の最終処分率を発生量の 8%とし、再生利用率・減量化率の合計を 92%とします。

産業廃棄物の発生量は、平成 20 年度で 10,777 千トンであり、平成 22 年度推計値（12,488 千トン）の 13.7%減（1,711 千トン減）となっています。

最終処分率は、平成 22 年度の目標値である 8%に対して、平成 19 年度で 7.5%、平成 20 年度で 8.4%とおおむね目標を達成できる見込みです。

ウ 第5次処理指導計画の評価と課題

「基本方針 1 循環型社会に向けた取組の推進」では、多量排出事業者等による 3R、適正処理に向けた自主的な取組を促進するため自主管理事業を実施し、同業種との比較による取組状況等のデータ提供、先進的な取組事例を紹介し好評を得ています。海洋投入量は、赤泥の減量化、資源化の指導、建設汚泥の再生個別指定制度の活用により平成 20 年度実績では平成 18 年度実績に比較して約 25%削減を達成しています。また、廃棄物の再利用を推進する廃棄物交換システム制度の交換件数は増加傾向にあります。建設リサイクル法では、法定要件未満の工事についても、平成 17 年度に要綱を制定し、建設リサイクル法と同様の指導をしています。

「基本方針 2 安全で環境負荷が少なく効率の良い廃棄物処理の推進」では、不適正処理対策として、専従機動班の設置、各区収集事務所相談窓口との連携、重点立入事業所への立入指導等、指導を強化したことなどにより、苦情件数が減少するなどの成果がありました。

「基本方針 3 G30プランとの連携による市民等との協働の推進」では、事業系廃棄物の一体的指導の強化については、一般廃棄物対策課と産業廃棄物対策課を組織改革により部を統一し、両課の連携を強化するとともに来庁者の利便性を図りました。また、ホームページに処理業者の許可情報の検索システムを追加し、処理業者の情報提供について全国的にも先進的な取組を行いました。

一方で、計画を実施していくなかで課題も見えてきました。

「基本方針 1 循環型社会に向けた取組の推進」では、自主管理事業、廃棄物交換システムについて、より参加しやすい体制を整え発展させるため、電子申請制度の導入等を検討すること、本市発注工事で生じた建設汚泥が継続して海洋投入処分されていること、3R推進優良処理業者、排出事業者の顕彰の評価手法の検討が必要なことなどが挙げられました。

「基本方針 2 安全で環境負荷が少なく効率の良い廃棄物処理の推進」では、PCB廃棄物について、今後、本格的に始まる処理が始まるため、一層の搬入指導や保管状況の把握が必要なこと、優良な処理業者育成のため優良性評価制度の一層の周知・インセンティブの強化が必要なこと、中小・零細事業者や診療所、新規開設事業所に対し、説明会などの指導の機会を拡大、充実することなどが挙げられました。

「基本方針 3 G30プランとの連携による市民等との協働の推進」では、事業系廃棄物の一体的指導をさらに推進し、問い合わせ、申請、報告、届出等についてワンストップサービス化を図ること、3R推進のためにリサイクル配慮型製品が意識され使われるように幅広い層に情報提供していくことなどが挙げられ、第6次処理指導計画では、これらの課題に取り組んでいくことが必要です。

(2) 第5次処理指導計画策定以降の動き

ア 国の施策動向

廃棄物処理政策については、「廃棄物処理制度専門委員会報告書（平成22年1月15日）」によると、政策の基本的視点として（1）適正な循環的利用の推進、（2）排出事業者責任の充実、（3）処理業者による適正処理の確保、（4）現場での機動的な対処を重視した仕組みづくりが挙げられています。また、制度見直しの主な論点として、①排出事業者責任の強化・徹底、②廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進、③廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分場対策の整備、④不法投棄等の対策の強化・徹底、⑤適正な処理が困難な廃棄物の対策の一層の推進、⑥排出抑制と循環的利用の推進・徹底、⑦地方自治体の運用、⑧廃棄物の輸出入、⑨低炭素社会、の9つの柱が示されています。このうち一部については、平成22年度に法改正されており、今後も国において順次対応されるものと思われます。また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環告34）」について、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成22年1月25日中央環境審議会）の内容等を踏まえ、改正作業が現在行われており、その廃棄物の適正な処理の基本的な方向として、①循環型社会への転換をさらに進めていく必要があること、②その際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進める必要があること、③そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなることとされ、こうした考え方を踏まえて、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とし、具体的な数値目標として、平成27年度の目標年度までに、排出量は平成19年度に対し、増加を約1%に抑制、再生利用量を約53%に増加、最終処分量を平成19年度に対し、約12%削減、と示されています。

このほか、海洋汚染の防止と二酸化炭素海底地下層貯留の重要性に対する認識の高まりによる廃棄物の海底下投棄が原則禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下、「海洋汚染防止法」という。）の改正（平成19年度）や、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした「第2次循環型社会形成推進基本計画」の策定（平成20年度）、京都議定書の6%削減目標の達成、及び温室効果ガス排出量が伸び続けている業務部門及び家庭部門への対策を強化を目的とした地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）の改正（平成20年度）が行われています。

表4-2-1に平成18年度～22年度における法改正の内容を示します。

表4-2-1 平成18年度から平成22年度における国の動向

改正年度	法律	法改正の主な内容
H18	廃棄物処理法	①環境大臣による「無害化処理認定制度」の創設 ②廃石綿等の対象範囲の追加 ③産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出の義務 ④海洋投入処分基準の強化
H19	廃棄物処理法	・産業廃棄物である「木くず」の範囲の変更

	海洋汚染防止法	①廃棄物の海底下廃棄の原則禁止 廃棄物の海底下廃棄を許可を受けた場合を除き、禁止 ②二酸化炭素の海底下廃棄に係る許可制度の創設
H20	第2次循環型社会形成推進基本計画	①環境の保全を前提とした循環型社会の形成 ②循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合 ③地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築 ④数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入 ⑤各主体が連携・協働した3Rの取組 ⑥3Rの技術とシステムの高度化 ⑦国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割
	地球温暖化対策推進法	①温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し ②排出抑制等指針の策定 ③国民生活における温室効果ガス排出抑制のための取組促進 ④新規植林・再植林CDM事業によるクレジットの補填手続の明確化 ⑤地方公共団体実行計画の充実 ⑥地球温暖化防止活動推進員、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の見直し
H21	廃棄物処理法	・微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定
H22	廃棄物処理法 (H22.5.19公布)	①廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化 ②廃棄物処理施設の維持管理対策の強化 ③廃棄物処理業の優良化の推進等 ④排出抑制の徹底 ⑤適正な循環的利用の確保 ⑥焼却時の熱利用の促進

イ 横浜市基本構想（長期ビジョン）（平成18年6月策定）

本構想は平成18年度からおおむね20年間（2025年頃まで）を展望し、横浜を支えるすべての人々が、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となる構想であり、都市像として「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を示しています。

この都市像を支える5つの柱の一つとして「市民の知恵がつくる環境行動都市」を掲げており、その実現の方向性と取組「⑧地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう」において「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進め、持続可能な循環型社会を目指すこと」としています。

ウ 横浜市 中期4か年計画（現在策定中）

本計画は、横浜市基本構想（長期ビジョン）の実現に向けた政策や工程を具体化する計画であり、本市のおおむね10年後の未来図として、人、モノ、情報がダイナミックに行き交うことにより、社会的課題の解決や新しい価値の創造を促す「つながるしあわせ～安心と活力があふれるまち・横浜～」を目指して、平成22年度から平成25年度までの4か年に実施する具体的施策を現在策定しているところです。

この素案では、「施策30 地球温暖化対策の推進」の目標達成に向けた主な事業として「再生可能エネルギーの普及拡大」や、「施策33 資源が循環するまち」の目標達成に向けた主な事業として「発生抑制等推進事業」「事業者による減量化と分別徹底の推進」等としています。

(3) 横浜市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

横浜市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村が策定する計画です。横浜市では、これまで、平成15年1月策定の計画（横浜G30プラン）に基づき、市民・事業者の皆さまと協働して、ごみの減量化・資源化を進めるとともに、適正処理の推進を図ってきましたが、横浜G30プランの計画期間が今年度で終了することから、新たな計画の策定に向けた検討を進めています。

図4-3-1 横浜市一般廃棄物処理基本計画（素案）

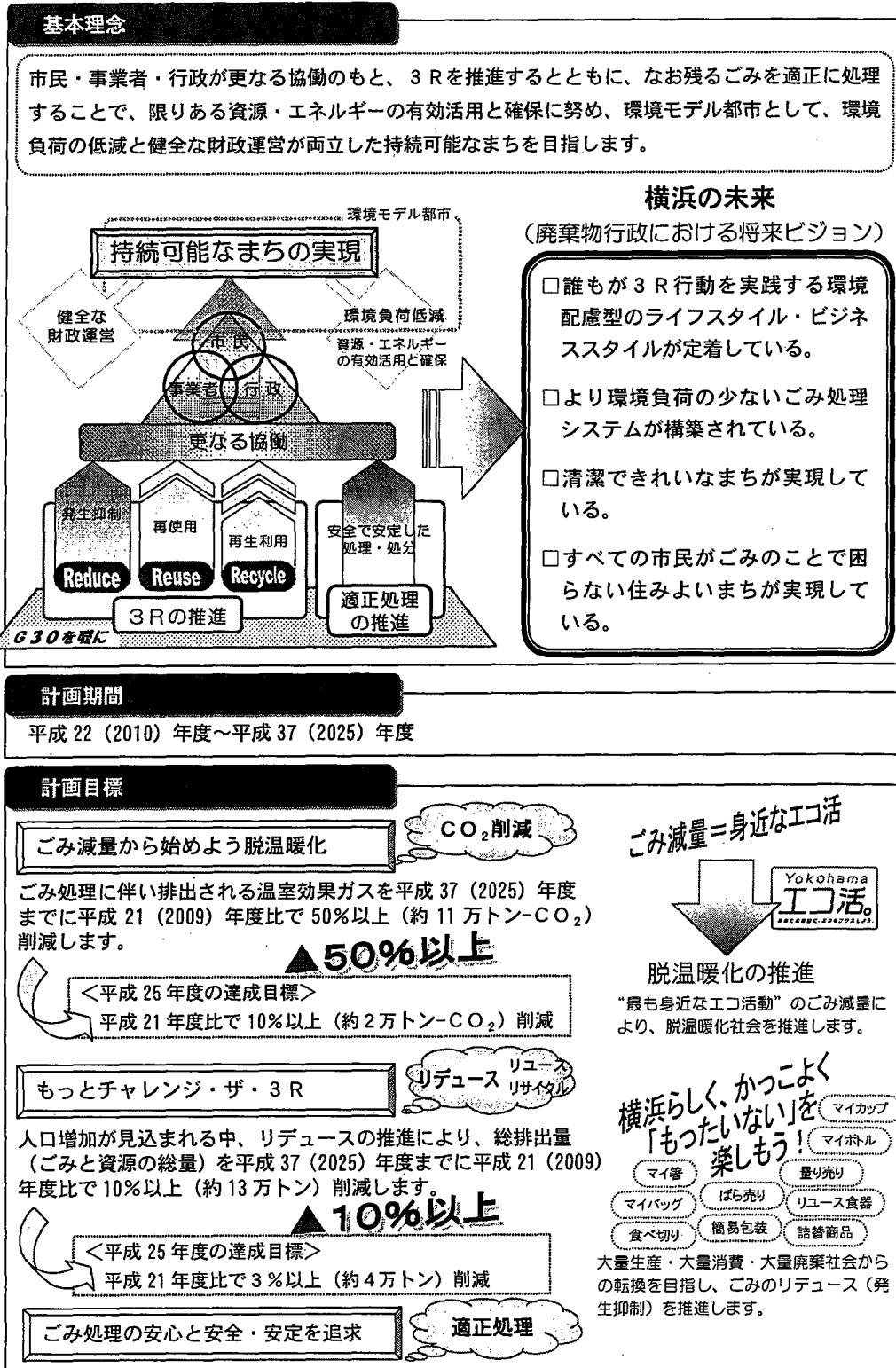
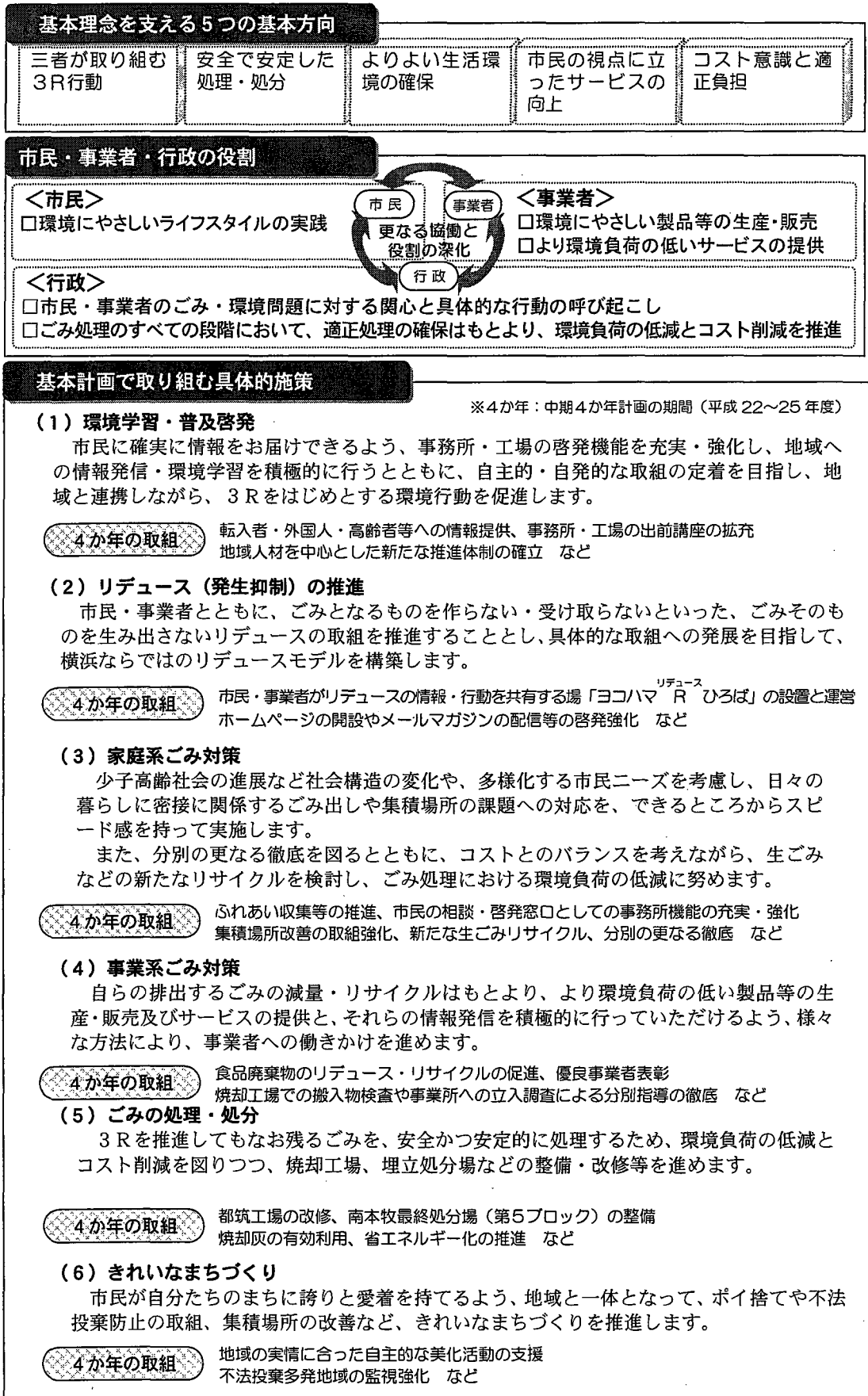


図 4-3-2 横浜市一般廃棄物処理基本計画（素案） 続き



5 第6次処理指導計画に向けての課題

現在の第5次産業廃棄物処理指導計画の取組状況等を踏まえ、第6次産業廃棄物処理指導計画を策定する際の課題を次のように整理しました。

1 発生抑制対策

平成27年度予測で約10,067千トン～約11,129千トンであり、依然として大量の産業廃棄物が本市内から排出される見込みです。収集運搬及び処分に伴う環境負荷や温室効果ガスの発生を低減するため、一層の発生抑制が求められています。

特に発生量の多い多量排出事業所を中心に一層の発生抑制、再利用の推進が必要です。

2 循環型社会の構築

自主的にリサイクル率の目標等を定め、積極的に取り組んでいる排出事業者も増えてきましたが、より多くの排出事業者の具体的な取組が求められています。また、これまで以上に優良で高い技術をもつリサイクル業者の育成と合わせ、リサイクルされる産業廃棄物を増やし、限りある資源が循環する社会の構築が求められています。

排出事業者の一層の意識向上を図り、リサイクルされる産業廃棄物を増やすことが優良なりサイクル業者の経営を安定させることにもつながります。これまでリサイクルされにくい廃棄物についてもリサイクルされやすくなるような制度・運用を含めた体制づくりが必要です。

3 海洋投入処分量の削減

市内最終処分量のうち約9割が海洋投入処分されている状況から、海洋投入処分量の一層の削減が求められています。

海洋投入処分の多くを占める建設汚泥について個別指定制度の活用など、建設汚泥を再生利用する体制を整える対策が必要です。また、本市発注工事で生じた建設汚泥が継続して海洋投入処分されているため、対応が必要です。

4 地球温暖化への対策

横浜市基本構想（長期ビジョン）、横浜市 中期4か年計画においても地球温暖化への対策が方針として示されており、産業廃棄物分野においても対策が求められています。

本市の産業廃棄物処理部門からの二酸化炭素排出量の実態の把握を行うとともに、エネルギーを再利用する熱回収（サーマルリサイクル）の推進など産業廃棄物処理施設での対策が必要です。

5 中小企業等の適正処理の推進

中小企業等の小規模事業所では、大企業に比較すると、法令等の情報量が不十分な傾向があること、人的資源が乏しいこと、個々の事業者の排出量が少ないため処理費用の単価が割高となること、分別・保管場所の確保が困難な状況にあります。

特にPCB廃棄物を保管する事業者については、適正な保管や処理費用の負担が重くなっています。

立入調査に加え、説明会の回数を増やすなど、法や制度をこれまで以上に広く周知する施策が必要です。また、排出量が少ない小規模排出事業者の3Rの推進と適正処理のために、効率的に産業廃棄物の収集を行うためのシステムの検討が必要です。法人の倒産等により処理費用を捻出できない者（処理困難者）が保管しているPCB廃棄物については、保管体制や処理費用の負担軽減策の検討が必要です。

6 優良な処理業者の育成

現行の廃棄物処理法の優良認定制度は経理的な透明性を評価する制度であるため、今後はこれに3Rへの取組や処理技術、環境評価制度の取得の有無等の評価を加え、排出事業者が委託処理における不安を解消し、処理業者を選択しやすい評価制度にしていくとともに、処理業者のインセンティブを高める施策が求められています。

優良認定制度の周知と新規評価制度を検討が必要です。

7 事業系廃棄物の一体的指導体制の充実

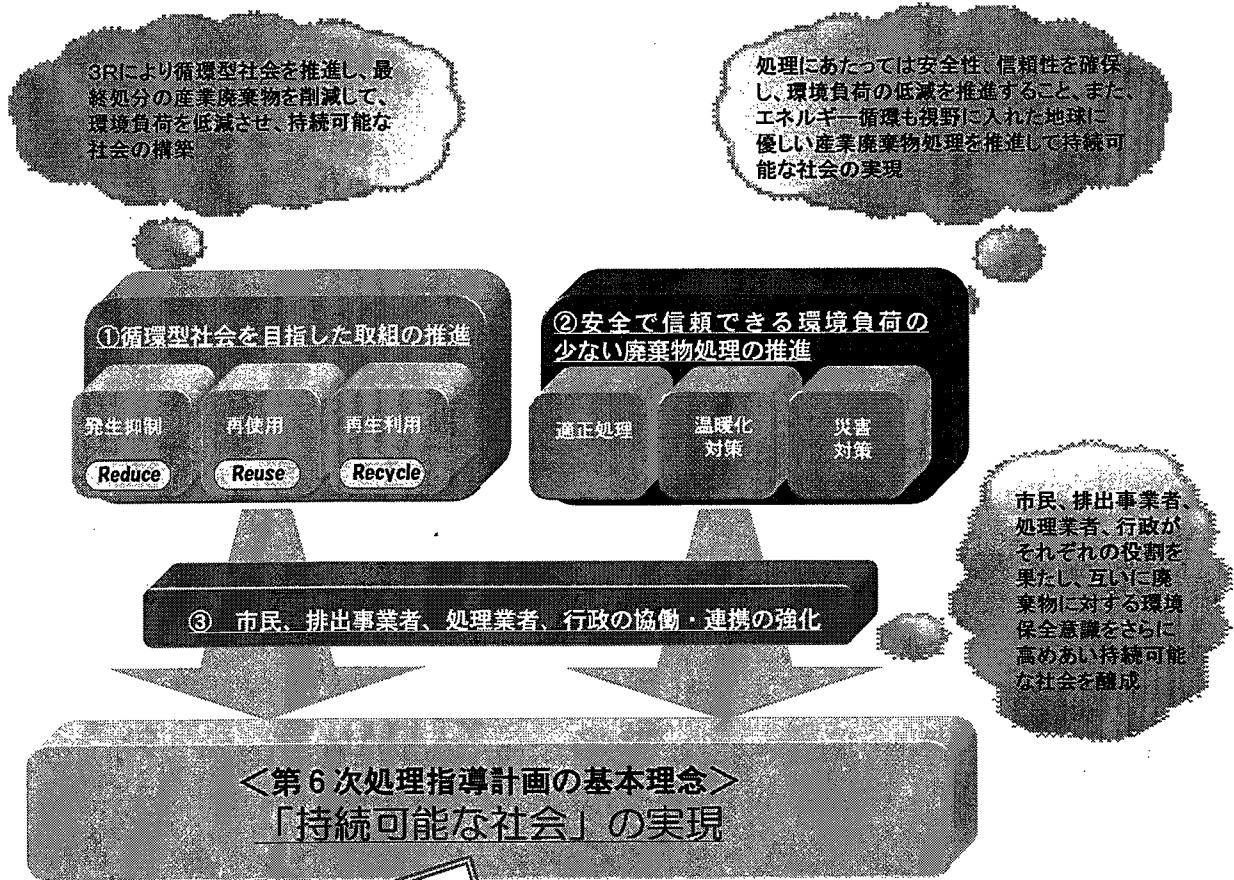
排出事業者は、事業系廃棄物として産業廃棄物と一般廃棄物を同時に排出することから、届出や報告等の事務から現場での分別等の指導まで、重複をなくし、両者を体系的にしたわかりやすい指導が求められています。

問い合わせ、申請、報告、届出等について、事業系廃棄物の一体的指導をさらに推進することが必要です。

《第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画》

1 基本理念

本市では産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進することにより、循環型社会形成を目指して取り組んできました。高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、今後も循環型社会を目指した3Rの取組の推進、安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進、市民、排出事業者、処理業者、行政の協働・連携の強化に取り組むことで、環境行動都市として、「持続可能な社会」を実現し、将来世代に豊かな環境を引き継ぎます。



持続可能な社会

「持続可能な開発」という言葉は、1987年の国際連合の「環境と開発に関する世界委員会」によるブルントラント報告の中で、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」と説明されています。第6次処理指導計画では、将来にわたって資源、エネルギー、豊かな生活環境が保たれるよう、資源の循環、地球温暖化に配慮した廃棄物の適正な処理が行われる社会を「持続可能な社会」としています。

（コラム）市民の知恵がつくる環境行動都市

私たちの日々の生活や活動は、地球環境に影響を及ぼしており、環境に対する配慮を常に意識し、行動することが求められています。

地球規模での環境問題がより深刻化する中で、身近なところで積極的に環境を守り、質の高い環境を創造していく行動を積み重ね、世界の一員としての役割を果たします。

世界から環境に関する情報や技術、人が集まり、その交流の中から新たな環境技術や取組を生み出すとともに、人と自然が共生し、環境と経済の好循環を実現する都市の姿を世界に発信することで、横浜は環境の港を目指します。

2 計画目標等

(1) 計画期間

平成23年度～平成27年度の5か年間

(2) 横浜の産業廃棄物の将来ビジョン

すべての排出事業者、処理業者、市民が協力し合い、3R行動を実践する環境配慮型のビジネススタイル・ライフスタイルが定着している。

すべての排出事業者が積極的に産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に取り組み、最終処分される産業廃棄物は最小限のものとなっている。

リサイクルを行う処理業者は、適正処理を行うと同時にリサイクル製品製造業者であるとの高い意識を持ち、高品質、長寿命のリサイクル製品が流通している。

また、市民も消費者の立場から環境を意識し、リサイクル製品などの購買活動を積極的に行っており、リサイクル製品が市場競争力をもっている。

より環境負荷の少ない産業廃棄物処理体制が構築されている。

産業廃棄物の発生抑制及び適正な循環利用を徹底した上で、なお循環利用が行われない産業廃棄物は、最も環境負荷が少ない方法で確実に適正処理を行えるよう情報、処理体制が整っており、排出事業者が積極的に実行している。

その際、地球環境にも配慮し、温室効果ガスの発生が最小限度になるよう、廃棄物の収集運搬には燃費性能の良い自動車の使用や熱回収などのエネルギー利用が進んでいる。

また、不法投棄や野焼きなどの不適正処理が発生しないよう監視体制が整っており、万が一発生した時にも、環境保全上の支障が生じないうちに早期是正されている。

緊急・災害時にも、発生した大量の廃棄物が安全に処分できる体制が整っている。

すべての市民、排出事業者、処理業者が産業廃棄物のことで困らない都市が実現している。

産業廃棄物の処理について不安がなく、安心して暮らせる環境の中で市民生活が営まれている。

また、市民や排出事業者の相談窓口が統一されており、すぐに解決できる体制が整っている。

さらに、産業廃棄物について必要な情報等が市民、排出事業者、処理業者、行政の間で共有され、環境行動都市が実現している。

（3）計画目標

横浜の産業廃棄物の将来ビジョンへの過程として、本計画期間内（平成23年度～27年度）で到達を目指す計画目標を定めます。

ア もっと進めよう3R

産業廃棄物の発生抑制を進めるとともに、発生量に対する最終処分率のさらなる削減を目指します。

- ① 市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について10%削減を目指します。
- ② 産業廃棄物の3Rを推進し、平成27年度の再生利用率・減量化率の合計を93%に引き上げ、最終処分率を発生量の7%を目指します。

事業活動における産業廃棄物の発生抑制を測る指標として、発生量指標（市内総生産〔百万円〕あたりの産業廃棄物発生量〔トン〕）を導入します。産業廃棄物の発生量の削減に取り組み、法改正により産業廃棄物の組成がほぼ現行と同じになった平成13年度から平成19年度までの発生量指標の平均値0.92〔トン/百万円〕に対して、10%減である0.83〔トン/百万円〕を目指します。

また、最終処分率の削減については、海洋投入処分されている建設汚泥を再生利用し、中間処理された産業廃棄物の資源化を促進することにより、最終処分率7%を目指します。

イ 環境にやさしい処理で、今も未来も安全・安心

産業廃棄物の適正処理、脱温暖化を推進し、将来にわたって安全、安心な産業廃棄物の処理体制を構築します。また、緊急・災害時のための迅速な廃棄物処理体制を整え、突然の災害時にも安心できる体制を整備します。

- ① 市内で保管されているPCB廃棄物について、平成28年度までに処分が完了するよう体制を整えます。
- ② 産業廃棄物の不適正処理を未然防止するため、監視パトロールを強化します。
- ③ 処理業者について、排出事業者が安心して委託できる評価制度を実施します。
- ④ 公共関与による新規最終処分場の整備をします。
- ⑤ 地球温暖化対策として、熱回収施設を認定します。
- ⑥ 緊急・災害時の廃棄物処理体制を見直し、整備します。

ウ みんなで考えよう、産業廃棄物のこと

産業廃棄物に対する市民の関心を高めるとともに、わかりやすい行政を目指します。

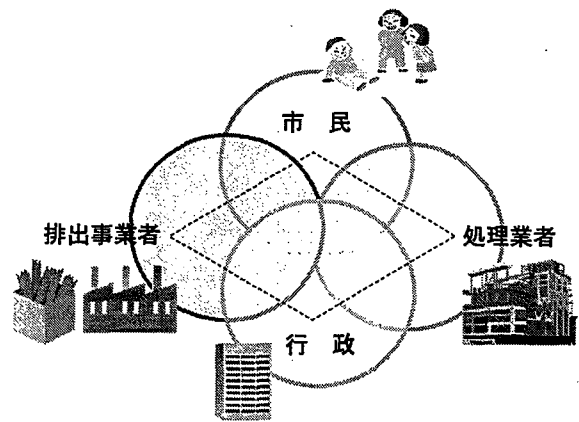
- ① 市民が産業廃棄物を身近に感じられるよう啓発活動を実施します。
- ② 排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合をします。
- ③ 事業系廃棄物に関する問い合わせ先の一体化を検討します。

産業廃棄物を実際に排出したり処理したりと取り扱うのは、排出事業者や処理業者ですが、3Rや適正処理、環境対策の評価を行うのは市民であり、市民の産業廃棄物に対する関心を高めていきます。

また、排出事業者にもわかりやすい行政を目指し、提出書類の負担軽減や問い合わせの一体化を検討します。

3 関係者の役割

行政・排出事業者・処理業者・市民の4者がそれぞれの役割及び責務を明確にし、それぞれの役割を果たしながら、互いに廃棄物に対する環境保全意識をさらに高めよう必要があります。



(1) 行政の責務

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の3R、減量化の推進の指導や啓発を行うとともに、資源化できない産業廃棄物については、熱回収によるエネルギー利用、適正処理指導を徹底します。さらに、市民の産業廃棄物処理への信頼感を醸成するために優良な排出事業者・処理業者の育成や、産業廃棄物に関する情報の提供を行い、産業廃棄物に係る知識の啓発に努めます。

また、中小事業者の産業廃棄物の適正処理を推進するために、公共関与による現行の最終処分場の継続運営や新規最終処分場の建設を進めます。

一方、行政も排出事業者として、産業廃棄物の3Rの推進、減量化及び適正処理を徹底するとともに、リサイクル配慮型製品の利用・普及に努めます。

(2) 排出事業者の責務

排出事業者は、自ら排出する産業廃棄物の発生状況や性状等を的確に把握できる立場にあることから、排出事業者責任や循環型社会形成推進基本法の拡大生産者責任（EPR）を踏まえて、発生抑制、再使用及び再生利用（3R）の推進を図るとともに、製品の設計・製造においても3Rに配慮します。

また、産業廃棄物を減量化し、可能な限り環境へ与える負荷が少ない方法で責任を持って適正に処理するとともに、熱回収などのエネルギーの再利用を推進します。さらに、自ら製造・販売した使用済み製品の回収やリサイクルの仕組みの整備に積極的に関与し、市民等に適切な情報公開に努めます。

(3) 処理業者の責務

循環型社会における静脈部分を担うという立場から、受託した廃棄物を周辺の生活環境に配慮して適正に処理するだけでなく、環境に与える負荷をできるだけ少なくする高度な処理を目指します。また、再資源化を図り最終処分量を減らす、熱回収に努めるなど、環境に優しい産業廃棄物処理を提供します。

さらに、受託した廃棄物の処理処分状況等の情報等を市民等へ適切に公開するよう努めます。

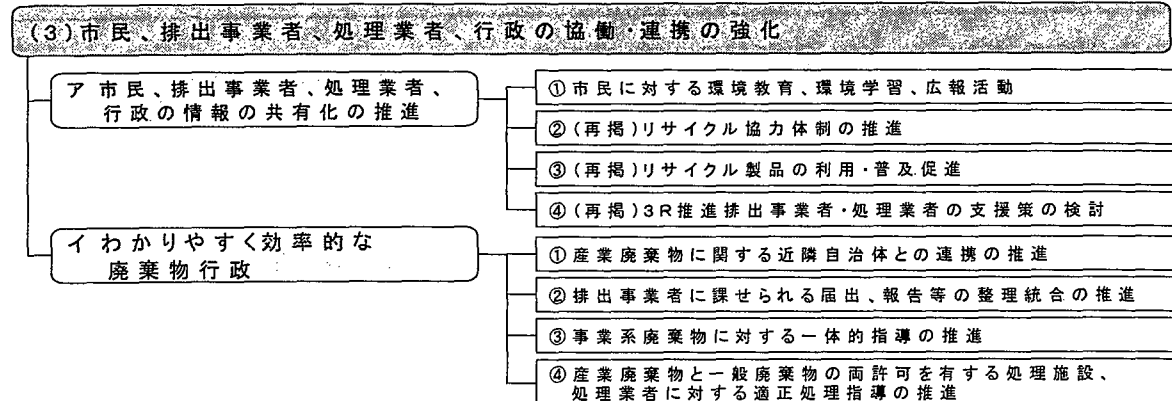
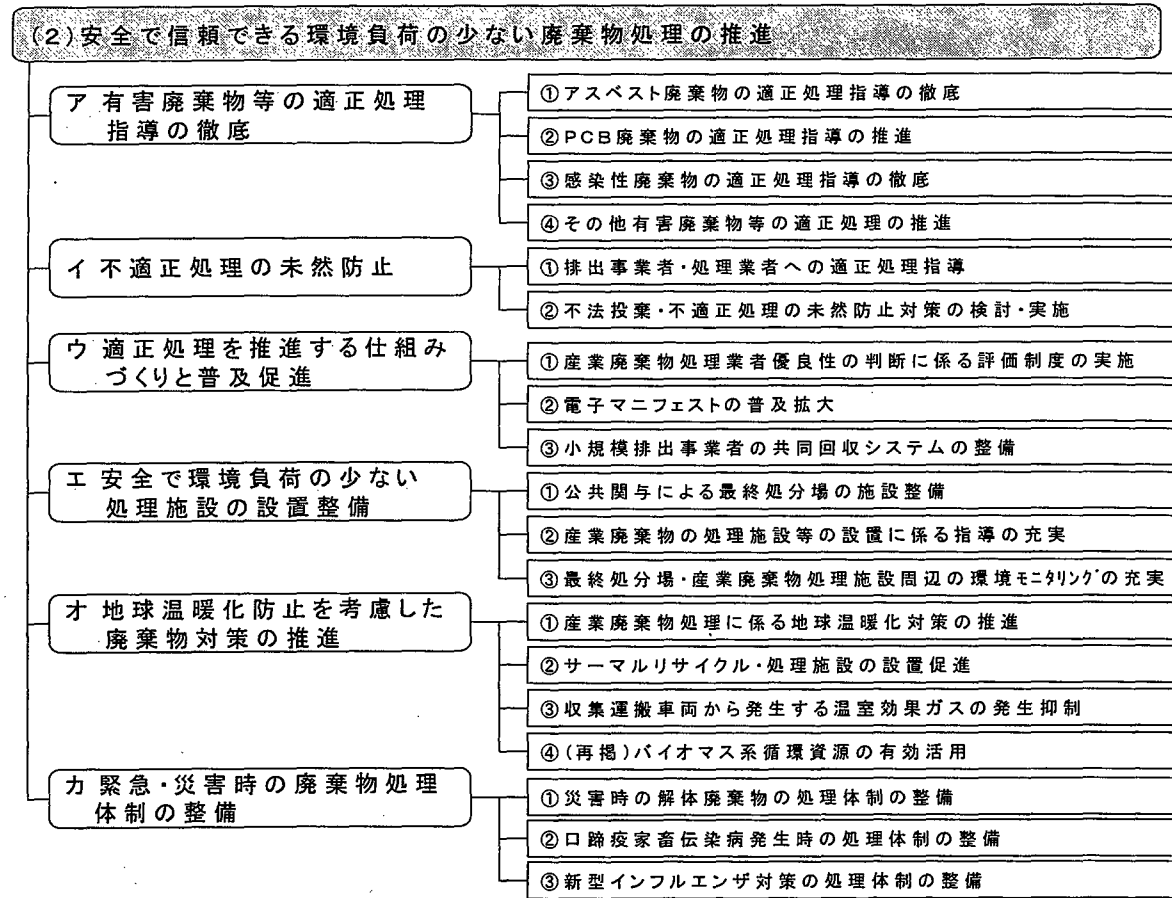
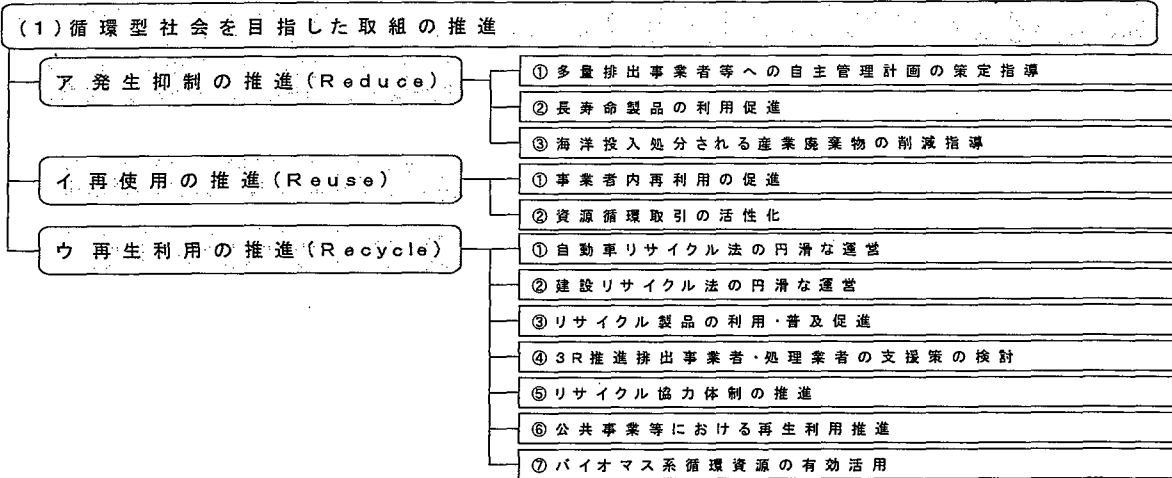
(4) 市民の役割

市民の日常生活における消費行動は、さまざまな事業活動による産業廃棄物の発生や処理に影響を与えています。このため、リサイクル製品を選択的に購入するなど行動面から3Rを支援することや、「もの」を大切に長期間使用するなど、環境にやさしいライフスタイルへ転換を図ること、産業廃棄物の発生過程や処理について関心を高め、排出事業者や処理業者が行う環境活動を評価することなどを通じて、間接的に持続可能な社会の構築に関与していきます。

また、家屋の解体時や自動車の廃車時などに必要な費用を負担するなど、業者が法律に基づいて行う産業廃棄物の措置に協力します。

このほか、地域において廃棄物の不法投棄や野焼きなどを発見した場合に通報するなど行政との協働による産業廃棄物の適正処理を推進します。

4 第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画で取り組む具体的施策
[施策体系]



(1) 循環型社会を目指した取組の推進

<主な施策の行程表>

	H23	H24	H25	H26	H27
ア 発生抑制の推進 (Reduce)					
① 多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導	電子申請検討 推進	→	→	→	→
② 長寿命製品の利用促進	推進	→	→	→	→
③ 海洋投入処分される産業廃棄物の削減指導	推進	→	→	→	→
イ 再使用の推進 (Reuse)					
① 事業者内再利用の促進	推進	→	→	→	→
② 資源循環取引の活性化	電子申請検討 推進	→	→	→	→
ウ 再生利用の推進 (Recycle)					
① 自動車リサイクル法の円滑な運営	推進	→	→	→	→
② 建設リサイクル法の円滑な運営	推進	→	→	→	→
③ リサイクル製品の利用・普及促進	推進	→	→	→	→
④ 3R推進排出事業者・処理業者の支援策の検討	評価制度設計	→	実施	→	→
⑤ リサイクル協力体制の推進	推進	→	→	→	→
⑥ 公共事業等における再生利用推進について	自ら利用設計・実施 推進	→	→	→	→
⑦ バイオマス系循環資源の有効活用	促進策設計	→	実施	→	→
	推進	→	→	→	→

ア 発生抑制の推進 (Reduce)

市内発生量の約75%を占める多量排出事業者等への指導や、長寿命製品の利用を促進することにより、発生抑制を推進します。また、発生抑制により、本市から排出され最終処分される産業廃棄物の約9割を占める海洋投入処分量を削減します。

① 多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導

産業廃棄物が年間1,000トン（特別管理産業廃棄物は50トン）以上発生する排出事業場がある排出事業者は、廃棄物処理法に定める多量排出事業者に該当し、横浜市の産業廃棄物の発生量のおよそ75%を占めています。

これらの多量排出事業者について、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化、再使用、再生利用及び適正処理に向けた管理計画の策定など自主的な取組を促進するとともに、自主管理計画に沿った処理等の実施を指導します。

さらに、発生量が法定に満たない事業場に対しても、同様に管理計画の策定やその実施への自主的な参加を呼びかけ、電子申請制度の導入を検討するなど、より参加しやすい体制を整えます。

また、管理計画のうち、他の事業場の参考となるような優秀な取組について紹介するなど、管理計画の策定及び実施の支援をします。

項目	取組事項
・多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者等への報告書提出の指導、支援 ・縦覧の実施 ・多量排出事業者への立入調査 ・神奈川県及び政令市で開催される「廃棄物自主管理調整会議」での制度、手引き、報告書様式等に必要の見直しや講演会の実施 ・優秀な取組事例を年間4件（製造2件程度、建設2件程度）ずつ紹介 ・電子申請制度の導入の検討

② 長寿命製品の利用促進

製品を長く使うことにより、廃棄物の排出抑制につながることから、事業者に対し、実際に長寿命製品を利用している事業場の事例紹介などにより利用を促します。また、公共の建造物等の長寿命化をはかるため、「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」に基づき取り組んでいきます。

項目	取組事項
・長寿命製品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子やホームページ、説明会等で長寿命製品の利用事業場の紹介、長寿命製品利用の呼びかけを実施 ・本市が保有する建造物の長寿命化への取組

③ 海洋投入処分される産業廃棄物の削減指導

横浜市の特徴として最終処分量のうち約9割を海洋投入処分が占めていることから、最終処分による環境負荷を低減するためには、海洋投入処分による負荷軽減が不可欠です。また、既に国が批准している「廃棄物その他の物の投棄に関する海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）」も踏まえ、その処分量の削減に引き続き取り組んでいきます。

項目	取組事項
・海洋投入処分量の削減指導	<ul style="list-style-type: none"> ・赤泥の海洋投入量の削減指導 ・建設汚泥の資源化等の3R推進指導 ・本市発注工事からの建設汚泥の海洋投入処分の事前協議制度の実施の検討

イ 再使用の推進（Reuse）

同一事業者内で再利用可能な廃棄物についての再利用を促進するとともに、発生した事業場では活用できないものの、他の事業場では再使用可能な廃棄物についても、再使用を推進するための施策を推進します。

① 事業者内再利用の促進

同一事業者内で発生する不要物を部門間で再利用できるよう社内制度の導入を呼びかけるとともに、事例の紹介を行うなど、事業者内再利用促進を行います。

また、本市も事業者のひとつとして、再利用制度の活用を推進します。

項目	取組事項
・事業者内再利用の促進	・冊子やホームページ、説明会等で事業者内再利用制度の導入の呼びかけ、事例紹介
・市役所内再利用の促進	・既存の「再利用物品コーナー」システムの活用促進

② 資源循環取引の活性化

事業者内では活用できないものの、他の事業者では活用できる廃棄物について、資源循環取引の活性化を図るため、神奈川県、川崎市、横須賀市、相模原市、商工会議所及び商工会と連携して運営している廃棄物交換システムを活用します。

電子申請制度の導入など排出事業者等の利便性の向上の検討、システムの周知を図るなど、県内の廃棄物行政部局と連携しながら廃棄物交換システムを充実させ、取引される廃棄物の量や種類、交換成立の件数の増加を図ります。

項目	取組事項
・廃棄物交換システム制度の運用	・登録申込み等の際の立入調査、審査及び交換実績の把握など、システムの適正な運営を継続 ・登録事業者の拡大、取引量や交換成立の件数増加などシステムの活用拡大に向けた取組の実施

ウ 再生利用の推進（Recycle）

各種リサイクル法の円滑な運営とともに、リサイクル推進のための情報提供やリサイクルの意欲を高めるための施策を実施し、排出事業者や処理業者の自主的な取組を促進します。また、横浜市は、大量の廃棄物を排出する公共工事を発注する立場でもあることから、これらの廃棄物の再生利用を促進する施策を継続的に実施していきます。

① 自動車リサイクル法の円滑な運営

平成17年1月から本格施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下、「自動車リサイクル法」という。）に対応して、各種登録や実施状況の確認など円滑な運

営を進めます。

項目	取組事項
・自動車リサイクル法の円滑な運用	・使用済自動車の引取業及びフロン類回収業に係る登録受付、使用済自動車の解体業、破砕業に係る許可申請審査、立入調査等業者指導、電子マニフェスト制度による無報告情報に基づく是正指導を実施

② 建設リサイクル法の円滑な運営

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）を円滑に運営するとともに、最終処分率の削減をはじめとした3Rの推進を進めます。

項目	取組事項
・建設リサイクル法の円滑な運営	・建設リサイクル法等に基づく対象建設工事の事前届出の適正な受付審査の実施 ・年に2回(5月、10月)の全国一斉パトロール時及び随時、対象建設工事現場へのパトロールを実施

③ リサイクル製品の利用・普及促進

リサイクル製品が意識され使われるよう情報提供に工夫することが必要であることから、メーカーに対し、リサイクル製品の利用や普及に関する情報を、市民や事業者に積極的に公開するよう依頼するとともに、本市もリサイクル製品の情報収集を行い、市民にリサイクル製品の利用は必要性について情報提供を行います。

また、横浜市では、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」に基づき、リサイクル配慮型製品の利用や普及を推進しており、今後も継続的に実施していきます。

項目	取組事項
・リサイクル製品の利用・普及促進	・リサイクル製品の利用や普及に関する情報を積極的に公開するようメーカーに対して依頼 ・リサイクル製品の情報収集及びパンフレットやホームページでの結果の公開
・グリーン購入の実施	・横浜市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づき、グリーン購入を推進

④ 3R推進排出事業者・処理業者の支援策の検討

3Rについての先進的な取組は、他の排出事業者や処理業者の参考となるため、3Rの推進に貢献する優良な排出事業者の取組事例の公開や顕彰制度を推進し、3Rの実効性の向上を図ります。また、廃棄物処理業者についての顕彰制度の検討も行います。

さらに、3Rについての取組を推進する経済的インセンティブとなる施策について検討します。

排出事業者が再生利用業者の選定に役立つよう近隣地域の再生利用業者の情報（受入品目、条件、所在地等）を集めた「リサイクルデータベース」を作成、公表し、情報提供を行います。

項目	取組事項
・3R 推進排出事業者の支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・評価制度の設計 ・経済的インセンティブの検討 ・排出事業者 2件程度/年の顕彰
・3R 推進処理業者の支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・処理業者の評価制度の設計 ・経済的インセンティブの検討 ・処分業者 2件程度/年の顕彰 ・許可業者検索システムにリサイクルデータベース情報を追加

⑤ リサイクル協力体制の推進

排出事業者、処理業者及び行政の情報交換を進め、連携して3Rや適正処理を推進します。

項目	取組事項
・リサイクル協力体制の推進	・排出事業者、処理業者、行政によるリサイクル推進に関して、業界団体等との意見交換や情報共有の推進

⑥ 公共事業等における再生利用推進

産業廃棄物の発生量の中で、建設工事等（解体工事も含む。）から発生する産業廃棄物はかなりの部分を占めていますが、特に本市発注の建設工事等から発生する産業廃棄物については、海洋投入処分等の最終処分量を削減し、個別指定制度の活用等により再生利用を促進する先進的な取組を示す必要があります。

特に、建設汚泥、木くず、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等）については、持続的に再生利用を行います。

また、民間工事においても、再生利用を促進する制度を整えます。

項目	取組事項
・建設汚泥の再生利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市発注の建設工事において発生する建設汚泥について、建設汚泥処理物（建設汚泥を処理したもの）を埋立用材等として活用 ・民間工事への個別指定制度の拡大検討
・自ら利用の促進	・排出事業者による建設汚泥及びコンクリート廃材の自ら利用の促進
・木くずのリサイクルの推進	・「横浜市木くずの再資源化に関する事務取扱要領」に基づく再生利用の促進（建設発生木材等）再資源化
・特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等）の再資源化の徹底	・「建設リサイクル法」及び「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく届出に基づき、再資源化を徹底

⑦ バイオマス系循環資源の有効活用

有機性汚泥、木くず、動植物性残さ、廃食用油等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の防止効果もあることから、飼料化施設、堆肥化施設、バイオディーゼル燃料化施設やメタンを高効

率に回収する施設等の廃棄物系バイオマスの利活用のための施設の必要性を検討します。

また、おから、廃食用油等のバイオマス廃棄物の利活用促進策を検討するとともに、その他の廃棄物系バイオマスを排出する事業者に対しても、利活用のための啓発事業を行います。

項目	取組事項
・バイオマス系循環資源の有効活用	・施設の資源化状況の調査 ・整備が必要な施設の調査 ・おから、廃食用油等のバイオマス廃棄物の利活用の促進策の検討 ・パンフレット、ホームページ、講習会等によるバイオマス利活用のための啓発

(2) 安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

<主な施策の行程表>

	H23	H24	H25	H26	H27
ア 有害廃棄物等の適正処理指導の徹底					
① アスベスト廃棄物の適正処理指導の徹底	推進	→			
② PCB廃棄物の適正処理指導の推進	推進	→ (H28年度までに終了)			
③ 感染性廃棄物の適正処理指導の徹底	推進	→			
④ その他有害廃棄物等の適正処理の推進	推進	→			
イ 不適正処理の未然防止					
① 排出事業者・処理業者への適正処理指導	推進	→			
② 不法投棄・不適正処理の未然防止対策の検討・実施	推進	→			
ウ 適正処理を推進する仕組みづくりと普及促進					
① 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の実施	推進	→ (新制度へ移行)			
	新制度設計	→ 実施			
② 電子マニフェストの普及拡大	普及策検討	→ 順次実施			→ (庁内実施)
③ 小規模排出事業者の共同回収システムの整備	制度設計	→ 実施			
エ 安全で環境負荷の少ない処理施設の設置整備					
① 公共関与による最終処分場の施設整備	推進	→			
② 産業廃棄物処理施設等の設置に係る指導の充実	推進	→			
③ 最終処分場・産業廃棄物処理施設周辺の環境モニタリングの充実	推進	→			
オ 地球温暖化防止を考慮した廃棄物対策の推進					
① 産業廃棄物処理に係る地球温暖化防止対策の推進	調査	→ 対応検討		→ 順次実施	
② サーマルリサイクル・処理施設の設置促進	推進	→			
③ 収集運搬車両から発生する温室効果ガスの発生抑制	推進	→			
④ (再掲) バイオマス系循環資源の有効活用	促進策設計	→ 実施			
	推進	→			
カ 緊急・災害時の廃棄物処理体制の整備					
① 災害時の解体廃棄物の処理体制の整備	整備	※必要に応じ順次改正 →			
② 口蹄疫家畜伝染病発生時の処理体制の整備	整備	※必要に応じ順次改正 →			
③ 新型インフルエンザ対策の処理体制の整備	整備	※必要に応じ順次改正 →			

ア 有害廃棄物等の適正処理指導の徹底

アスベスト、PCB、感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物は、特に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることから、適正処理指導を徹底します。

① アスベスト廃棄物の適正処理指導の徹底

特別管理産業廃棄物に規定されている飛散性の廃石綿等（アスベスト）及び石綿含有産業廃棄物の適正処理指導を強化・充実していくことが必要です。

また、家屋の建材等で石綿含有建材が使用されている可能性があります。解体等により生じるこれらの廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全に対する市民の不安を除去するため、より正確な情報提供や安全な処理指導を図ることが必要です。

また、アスベスト廃棄物の処理にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（平成19年3月 環境省）に従い、必要に応じてアスベスト含有が疑われる廃棄物の分析確認を実施し、より安全な処理が行われるよう指導します。

項目	取組事項
・アスベスト廃棄物の適正処理指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書、報告書の徴収、立入調査、説明会の開催、窓口での周知等の実施 ・アスベスト含有が疑われる廃棄物の分析確認 ・建設リサイクル法及び指導要綱に基づく届出の受付審査時のアスベスト廃棄物の有無に関する確認指導の徹底

② PCB廃棄物の適正処理指導の推進

ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物のうち、高濃度のトランス及びコンデンサについては、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成21年11月改訂）に基づき日本環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」という。）の東京事業所を活用した処理体制が整備されています。本市においてもこの施設を活用し、同計画の目標に従い、市内の事業者が保有している廃PCB電気機器等の処理がPCB特措法の期限である平成28年度までに適正に終了するよう指導します。

また、法人の倒産等により処理費用を捻出できない者（処理困難者）が保管しているPCB廃棄物については、保管体制や処理費用の負担軽減策を検討し、国への要望等を行っていきます。

項目	取組事項
・PCB廃棄物の適正処理指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高濃度のトランス、コンデンサ等について、JESCOでの処理が平成28年度までに適正に終了するよう指導 ・安定器、微量PCB機器について、適正保管、適正処理を指導 ・処理困難者の保管体制や処理費用について、負担軽減の対応を検討

③ 感染性廃棄物の適正処理指導の徹底

感染性廃棄物の適正処理を推進していくとともに、廃棄物処理法で規定された医療関係機関等以外から排出された感染性廃棄物と同等の廃棄物についても、同等の処理を行うよう指導を徹底します。

項目	取組事項
・感染性廃棄物の適正処理指導の徹底	・病院等への立入指導を継続 ・関係団体を通じた廃棄物処理法や法改正等の情報提供など、診療所などに対するきめ細かい指導の実施

④ その他有害廃棄物等の適正処理の推進

ダイオキシン類、硫酸ピッチ等の有害物が含まれる廃棄物の適正処理を推進していくことが必要です。また、特定施設から排出されていない場合でも、特別管理産業廃棄物と同等の有害物質等が含まれる廃棄物についても、同等の処理を行うよう指導します。

項目	取組事項
・その他有害廃棄物等の適正処理等の推進	・有害廃棄物等を排出する事業場等への立入指導の継続 ・中小企業など多数の排出事業者に対して廃棄物処理法や法改正の説明会を開催するなど、きめ細かい指導の実施

イ 不適正処理の未然防止

ひとたび不適正処理があると、生活環境に被害を及ぼすおそれが大きいため、排出事業者、処理業者への適正処理指導を徹底することで未然防止を図るとともに、発生した不適正処理については市民等からの通報に対しても迅速に対応するなど、被害を最小限にとどめるための体制を維持します。

① 排出事業者・処理業者への適正処理指導

排出事業者や処理業者に対して、日ごろから廃棄物処理法や法改正などの周知を行うことにより、適正に処理するよう指導します。

項目	取組事項
・排出事業者への指導内容の充実	・これまでの適正処理のための立入調査に、3Rに関する調査の追加を検討 ・廃棄物処理法や法改正について、説明会の対象や回数の拡大について検討 ・排出事業者が事業場の外において自ら産業廃棄物等を保管する場合の保管場所の届出指導
・処理業者への指導内容の充実	・産業廃棄物を適正処理するための指導の推進
・産業廃棄物処理施設等に対する指導	・市内で行われる埋立処分の安全性を確保するため、埋立処分を行うとする産業廃棄物は事前承認制度を実施 ・中間処理施設や埋立処分場、海洋投入処分基地へ立入を行い、処分される産業廃棄物の採取分析等により処分状況を把握

② 不法投棄・不適正処理の未然防止対策の検討・実施

不法投棄に代表される不適正処理の防止のため、排出事業者や処理業者への指導を強化するとともに、関係者の協力のもと監視体制の強化を図ります。

項目	取組事項
・不法投棄・不適正処理の未然防止対策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・本市職員と産業廃棄物監視幹(県警 OB)で構成する専従機動班による速やかな対応を継続 ・収集事務所相談窓口担当者への研修の充実 ・継続監視事業所への立入指導 ・市民等からの苦情通報に係る不適正処理事案への迅速な対応を継続 ・「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム 29)」や横浜地方検察庁、神奈川県警、横浜海上保安部、神奈川県及び県内政令市で構成される「環境事犯関係協議会」へ参画し情報収集や関係機関との連携を実施

ウ 適正処理を推進する仕組みづくりと普及促進

適正処理を実施する優良な処理業者の育成を行うとともに、不正防止効果の高い電子マニフェストの普及拡大や、排出量の少ない小規模な排出事業者の適正処理確保のための施策を実施します。

① 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の実施

平成17年度の廃棄物処理法の改正により創設された「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に関する評価制度」を適切に運用し、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。また、処理業者のISO14001やエコアクション21の認定の取得を促進するため、新制度で評価対象とすることを検討します。

項目	取組事項
・産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の運用、一層の制度の周知の検討 ・処理業者の取組を推進するため、「優良認定」を受けることによるインセンティブを強化することを検討

② 電子マニフェストの普及拡大

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者が加入している必要があるため、その拡大普及のためには、特に収集運搬業者及び処分業者の加入が必要であることから、一定の要件を備えた処理業者に対し電子マニフェスト制度への加入を促すとともに、加入状況を把握します。

また、排出事業者についても産業廃棄物の排出量等に応じて、一定規模以上の排出事業者への加入の促進を図るとともに、庁内で発生する産業廃棄物についても電子マニフェストの利用を促進します。

項目	取組事項
・電子マニフェストの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェスト制度への加入を促す処理業者、排出事業者の要件の明確化、加入状況の把握 ・説明会等、電子マニフェストの普及啓発の実施 ・処理業者への普及方策の検討及び加入状況の推移把握 ・排出事業者への普及方策の検討及び加入状況の推移把握 ・市内発生産業廃棄物の電子マニフェストの利用促進

③ 小規模排出事業者の共同回収システムの整備

廃棄物処理法では、発生量にかかわらず、産業廃棄物の委託処理等の基準が定められていますが、排出量が少ない中小企業等では、敷地が狭いために廃棄物の保管場所の確保や、排出量が少ないために産業廃棄物の受入先の確保などに困難が生じています。

そこで、業界団体や工業団地等での共同回収システムの制度を整備し、効率的かつ適正な処理が確保できるようにします。

項目	取組事項
・小規模排出事業者の共同回収システムの整備	・小規模排出事業者の共同回収システムの構築に向けた制度の検討

エ 安全で環境負荷の少ない処理施設の設置整備

産業廃棄物の適正処理を補完するため、公共関与による現行の南本牧最終処分場の継続運営及び次期最終処分場の整備を推進します。さらに、適正処理の推進に加えて、市民の安全・安心感の向上のため、処理施設の設置指導の充実や廃棄物処理時のモニタリング等による監視指導を強化します。

① 公共関与による最終処分場の施設整備

安全で安定した効率的な処分の推進のため、公共関与による施設整備を実施することが必要であるため、今後も、公共関与による最終処分場の延命化と新規処分場の建設を実施します。

項目	取組事項
・公共関与による最終処分場の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・南本牧最終処分場(第2ブロック)の延命化措置の実施 ・新規処分場(第5ブロック)の設置に向け、関係部局との調整

② 産業廃棄物処理施設等の設置に係る指導の充実

産業廃棄物処理施設等の設置の審査にあたっては、廃棄物処理法や「横浜市産業廃棄物処理施設の設定等に関する指導要綱」等に基づき、その計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているものであるか適切に審査を行います。

項目	取組事項
・産業廃棄物処理施設等の設置に係る指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱」に基づく処理用地の設定のための事前協議等の実施 ・廃棄物処理法に基づく設置許可申請の審査の実施 ・関係各局との協議、調整の実施

③ 最終処分場・産業廃棄物処理施設周辺の環境モニタリングの充実

使用中又は埋立終了後の最終処分場を適正に維持管理するため、最終処分場の埋立段階から閉鎖に至るまで、浸出水、放流水、周辺地下水の水質検査及び処分場湧出ガスの検査等の環境モニタリングを継続的に実施します。

また、最終処分場の跡地利用については、環境保全上の支障を来すことなく適切に行われるよう指導を行います。

項目	取組事項
・最終処分場・産業廃棄物処理施設周辺の環境モニタリングの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物最終処分場からの浸出液、排水処理施設の処理水及び周辺地下水の水質分析を行うよう各処分場の設置者に通知 ・「横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱」に基づく、重金属類やダイオキシン類などの水質検査及び処分場湧出ガスの検査の実施、及びその結果による処分場の適正な維持管理の指導 ・廃棄物埋立跡地について、廃棄物処理法に基づく指定区域の指定を行うとともに跡地利用に際しては国のガイドラインに基づく指導を実施

オ 地球温暖化防止を考慮した廃棄物対策の推進

持続可能な社会の構築のために、産業廃棄物収集運搬車から発生する温室効果ガスの発生抑制や熱回収など地球温暖化防止の観点から望ましい廃棄物処理に取り組むとともに、必要な施策の調査・対策を実施します。

① 産業廃棄物処理に係る地球温暖化防止対策の推進

環境省の産業廃棄物処理分野における温暖化対策の手引きによると、廃棄物処理分野から温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量のおおむね3%弱であり、廃棄物処理分野の経済規模に比べて高い割合を占めるといいます。また横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)でも産業部門の平成19年度二酸化炭素排出量2,025万トンの3.0%を占める「廃棄物部門」の低減を目指すと明記されており、持続的な廃棄物処理を行うためには、地球温暖化の観点からの対策も求められています。

そこで、産業廃棄物処理の分野における温室効果ガスの排出状況を把握し、必要な対策について順次検討・実施していきます。

項目	取組事項
・産業廃棄物処理に係る地球温暖化防止対策の推進	・産業廃棄物処理の分野における温室効果ガスの排出状況の把握、必要な対策の調査、検討の実施

② サーマルリサイクル・処理施設の設置促進

再生利用が適当でない廃棄物については、単に処分するのではなく、焼却処理される際に発電等の熱回収を行い、エネルギーを回収することが必要なことから、これらの施設設置者に認定を行い、排出事業者にも焼却処分を行う際にはできるかぎり熱回収を行うよう促すことで、設置を促進します。

項目	取組事項
・サーマルリサイクル・処理施設の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ・熱回収施設設置者の認定 ・熱回収施設の認定を受けた者の公表、熱回収施設利用促進 ・排出事業者に対し、焼却時の熱回収施設の利用の呼びかけ

③ 収集運搬車両から発生する温室効果ガスの発生抑制

産業廃棄物の収集運搬に伴い車両から発生する大気汚染物質及び温室効果ガスの発生抑制のため、収集運搬業者に九都県市指定低公害車への代替補助事業を案内するなど低公害車の利用を促進します。

項目	取組事項
・収集運搬車両から発生する温室効果ガス等の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業者に対し低公害車への補助事業の案内 ・収集運搬業者の保有する車両の低公害車普及状況の把握

④ （再掲）バイオマス系循環資源の有効活用

カ 緊急・災害時の廃棄物処理体制の整備

緊急時、災害時には、一度に大量の廃棄物が発生することから、あらかじめ処理体制を整備する必要があります。災害時の解体廃棄物、家畜伝染病、新型インフルエンザについて、それぞれの処理体制を整備します。

① 災害時の解体廃棄物の処理体制の整備

災害時に発生する解体廃棄物について、関係機関との連絡体制、仮置場の選定やがれき類の再利用先の検討など処理体制の整備を進めます。

項目	取組事項
・災害時の解体廃棄物の処理体制の整備	・「解体廃棄物処理細部計画(仮称)」の見直しの実施

② 口蹄疫家畜伝染病発生時の処理体制の整備

横浜市内で口蹄疫等発生した場合に備え、り患した家畜等の処理体制の整備について、関係機関との連絡体制や処理体制の整備を進めます。

項目	取組事項
・口蹄疫家畜伝染病発生時の処理体制の整備	・「家畜伝染病により発生する廃棄物対応マニュアル(仮称)」を整備、策定の実施

③ 新型インフルエンザ対策の処理体制の整備

横浜市内で新型インフルエンザ等の伝染病が発生した場合に備え、医療機関等、感染性廃棄物処理業者、関係部局との連絡体制及び処理体制を整備します。

項目	取組事項
・新型インフルエンザ対策の処理体制の整備	・「新型インフルエンザ等伝染病発生時の廃棄物処理マニュアル(仮称)」の整備、策定の実施

(3) 市民、排出事業者、処理業者、行政の協働・連携の強化

<主な施策の行程表>

	H23	H24	H25	H26	H27
ア 市民、排出事業者、処理業者、行政の情報の共有化の推進					
① 市民に対する環境教育、環境学習、広報活動	内容検討	→ 実施		→	
② (再掲) リサイクル協力体制の推進	推進 →				
③ (再掲) リサイクル製品の利用・普及促進	推進 →				
④ (再掲) 3R推進排出事業者・処理業者の支援策の検討	評価制度設計	→ 実施		→	
	推進 →				
イ わかりやすく効率的な廃棄物行政					
① 産業廃棄物に関する近隣自治体との連携の推進	推進 →				
② 排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合の推進	検討	→ 実施		→	
③ 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進	検討	→ 実施		→	
④ 産業廃棄物と一般廃棄物の両許可を有する処理施設、処理業者に対する適正処理指導の推進	推進	→			
	指導基準、リサイクル支援制度	→ 実施		→	
	検討	→ 実施		→	

ア 市民、排出事業者、処理業者、行政の情報の共有化の推進

産業廃棄物処理の現状など産業廃棄物に関する情報を市民・事業者へ提供・共有し、市民、排出事業者、処理業者、行政の連携を深化させるとともに、市民の不適正処理を監視する目を育てます。

① 市民に対する環境教育、環境学習、広報活動

産業廃棄物について、市民に身近に感じてもらうための啓発活動を実施します。

項目	取組事項
・市民に対する環境教育、環境学習、広報活動	・市民向け講演会の開催、現場見学会の開催、広報、検定、「地球にやさしい買い物キャンペーン」等の実施による啓発の実施

② (再掲) リサイクル推進体制の推進

③ (再掲) リサイクル製品の利用・普及促進

④ (再掲) 3R推進排出事業者・処理業者の支援策の検討

イ わかりやすく効率的な廃棄物行政

事業場から排出される産業廃棄物と一般廃棄物について、同様の内容の届出や分別指導等を一体的に行うことで、排出事業者にわかりやすく効率的な廃棄物行政を進めるとともにそれぞれの適正処理を指導します。また、広域処理される産業廃棄物についても近隣自治体と連携を深めた行政を推進します。

① 産業廃棄物に関する近隣自治体との連携の推進

産業廃棄物は広域処理されることから、神奈川県内や九都県市等での広域的な取組の中で、産業廃棄物の指導体制の連携を進めます。

項目	取組事項
・産業廃棄物に関する近隣自治体との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会、九都県市廃棄物問題検討委員会等を通じ、国への要望や産業廃棄物に関する諸問題を検討 ・県政令市産業廃棄物処理施設担当者会議及び処理業担当者会議の定期的出席により、県内の情報交換や指導基準の統一を推進 ・大都市清掃事業協議会産業廃棄物担当課長会議に出席し、情報交換や指導基準の統一を推進

② 排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合の推進

排出事業者の負担軽減のため、一般廃棄物と産業廃棄物の排出事業場に関する届出書及び排出状況の報告書の書式を見直し、整理統合を図ります。

項目	取組事項
・排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合の推進	・排出事業場に関する届出書、排出状況の報告書等について、整理統合の検討

③ 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進

産業廃棄物と一般廃棄物では、それぞれ処理に係る制度や体制が異なることから、指導が別々に行われていますが、総合的（統一的）な指導を検討、実施します。

また、一般廃棄物と産業廃棄物に関する問い合わせ先の統一化等について検討、実施します。

項目	取組事項
・事業系廃棄物に対する一体的指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物対策課と重複する立入対象事業場について合同で調査を実施 ・共通の冊子作成 ・事業系廃棄物に関する問い合わせ先の統一化の検討

④ 産業廃棄物と一般廃棄物の両許可を有する処理施設、処理業者に対する適正処理指導の推進

産業廃棄物と一般廃棄物の両許可を有する処理施設、処理業者では、取り扱う廃棄物の性状が類似しており外観上その違いが明確でない一方で、それぞれの法制度の違いから取扱いには区別が必要であり、個別の管理体制が必要です。このような場合の指導について、検討、実施を行います。

また、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物について、法制度が異なるためにリサイクルが進まない場合について、関係各課での協議体制を整備し、事業の実現を支援します。

項目	取組事項
・産業廃棄物と一般廃棄物処理業の両許可を取得する者に対する指導のあり方検討	・処理業者から、廃棄物処理法第15条の2の4に基づき届出が行われた場合に、一般廃棄物対策課と連携、適正な処理体制の確保 ・一般廃棄物と産業廃棄物の総合的な処理のために法基準以外の相乗的な指導(基準)の必要性の有無及びあり方の検討
・有効な廃棄物リサイクルシステムの実現支援制度の検討	・一般廃棄物と産業廃棄物の混合物について新たなリサイクルシステムに関する相談を受ける場合等に、関係各課が協力して、事業の実現を支援するような制度について検討